

カンボジア特別法廷内部規則（第9回改定）

2015年1月16日改正

【目次】

前文	5
I – 内部規則（以下、「本内部規則」）に関する規定	6
第1条 発効及び解釈	6
第2条 本内部規則に規定がない場合に適用される手続	6
第3条 改定	6
II – 裁判所の構成	6
A – 一般条項	6
第4条 内規	6
第5条 国際司法共助及び財政援助	7
第6条 職員の義務及び規律	7
第7条 辞任	7
B – 事務局	8
第8条 事務局の局長及び副局長	8
第9条 事務局の役割	8
第10条 事務局の運営	8
第11条 弁護支援部	9
第12条 被害者参加の準備	11
第12条の2 被害者支援部	11
第12条の3 民事当事者の主任共同弁護士	12
C – 共同検察官事務所	13
第13条 共同検察官事務所の運営	13
D – 共同捜査判事事務所	14
第14条 共同捜査判事事務所の運営	14
E – 司法警察員，捜査員及び書記官	14
第15条 司法警察員	14
第16条 捜査員	14
第16条の2 書記官	15
F – 裁判部	15

第 17 条	一般条項	15
G	司法機関	15
第 18 条	全体会議	15
第 19 条	裁判所運営委員会	16
第 20 条	内部規則委員会	17
III	手続	17
A	一般条項	17
第 21 条	基本原則	17
第 22 条	弁護士	18
第 23 条	民事当事者として被害者参加する場合の一般原則	19
第 23 条の 2	民事当事者としての申請及び認定	20
第 23 条の 3	民事当事者の代理	21
第 23 条の 4	被害者団体	21
第 23 条の 5	民事当事者の請求	22
第 24 条	証人	23
第 25 条	尋問の記録	23
第 26 条	音声又はビデオリンク技術を用いた証言の中継	24
第 27 条	聾啞者	24
第 28 条	証人の自己負罪拒否特権	24
第 29 条	保護措置	25
第 30 条	通訳人	26
第 31 条	専門家	27
第 32 条	被疑者又は被告人の身体検査	28
第 32 条の 2	被勾留者の死亡原因に関する捜査	28
第 33 条	法廷助言人の概要書	28
第 34 条	判事の忌避及び除斥	28
第 35 条	司法妨害	30
第 36 条	厳粛な宣誓下における虚偽の証言	30
第 37 条	訴訟の妨害	31
第 38 条	弁護人の不正行為	31
第 39 条	書類提出の期限及び条件	32
第 40 条	署名	32
第 41 条	召喚	32
第 42 条	逮捕令状	33
第 43 条	勾留命令	33
第 44 条	逮捕勾留命令	33
第 45 条	逮捕勾留に関する召喚及び命令の手続	33
第 46 条	命令通知	34
第 47 条	命令通知の形式	34
第 48 条	手続上の瑕疵	34

B – 起訴	34
第 49 条 公訴提起	34
第 50 条 予備的捜査	35
第 51 条 警察留置場	35
第 52 条 通信傍受の禁止	36
第 53 条 捜査開始申請	36
第 54 条 共同検察官による情報公開	37
C – 司法捜査	37
第 55 条 捜査に関する一般条項	37
第 56 条 共同捜査判事による情報公開	38
第 57 条 起訴内容の告知	39
第 58 条 被疑者の取調べ	39
第 59 条 民事当事者の事情聴取	40
第 60 条 証人の事情聴取	41
第 61 条 捜索及び押収	41
第 62 条 捜査嘱託書	41
第 63 条 仮拘禁	42
第 64 条 被疑者の釈放	43
第 65 条 保釈命令	43
第 66 条 司法捜査の終了通知	44
第 66 条の 2 司法捜査範囲の限定	44
第 67 条 共同捜査判事の捜査終結命令	45
第 68 条 仮拘禁命令及び保釈命令への効果	46
第 69 条 捜査終結命令後に行う事件ファイルの送付	46
第 70 条 捜査の再開	46
D – 公判前裁判部の手続	46
第 71 条 共同検察官間の意見の相違に関する解決	46
第 72 条 共同捜査判事の意見の相違に関する解決	47
第 73 条 公判前裁判部の追加管轄	49
第 74 条 公判前裁判部への異議申立ての根拠	49
第 75 条 公判前裁判部への異議申立ての通知及び異議申立書	50
第 76 条 手続上の瑕疵に関する申立て	50
第 77 条 公判前裁判におけるその他の異議申立て及び申立てに関 する手続	51
第 77 条の 2 即時の申立てに関する手続	53
第 78 条 公判前裁判部による決定の公開	53
E – 第一審裁判での手続	53
第 79 条 一般条項	53
第 80 条 審理の準備	54
第 80 条の 2 第 1 回口頭弁論	55

第 81 条	被告人及び刑事弁護人の出廷	55
第 82 条	被告人の仮拘禁及び保釈	56
第 83 条	民事当事者の出廷	57
第 84 条	証人及び専門家の出廷	57
第 85 条	口頭弁論の実施	58
第 86 条	事件ファイルの閲覧	58
第 87 条	証拠法準則	58
第 88 条	第一審裁判への出廷	59
第 89 条	先行的抗弁	59
第 89 条の 2	本案の口頭弁論	59
第 89 条の 3	訴訟の分離	59
第 89 条の 4	審理の対象範囲の限定	60
第 90 条	被告人質問	60
第 91 条	他の当事者及び証人に対する尋問	60
第 91 条の 2	審理手続の順序	60
第 92 条	申立書	61
第 93 条	第一審裁判部による補足捜査	61
第 94 条	最終弁論	61
第 95 条	手続の延期	61
第 96 条	第一審の審議	61
第 97 条	裁判記録	62
第 98 条	判決	62
第 99 条	判決の効果	62
第 100 条	民事当事者の請求に対する判決	63
第 101 条	判決の形式	63
第 102 条	判決の言い渡しの公開	64
第 103 条	民事当事者に関する判決	64

F – 第一審裁判部からの上訴 64

第 104 条	最高審裁判部の裁判管轄	64
規則 104 の 2	最高審裁判部での規則適用	65
第 105 条	当否の判断	65
第 106 条	上訴通知及び概要	65
第 107 条	上訴期間	66
第 108 条	最高審裁判部での上訴に関する手続	66
第 109 条	上訴審での弁論	67
第 110 条	上訴の効果	68
第 111 条	上訴審判決	68
第 112 条	終局判決の修正	68
第 113 条	刑の執行及び民事賠償	69
第 114 条	経過規定	69

前文

国連総会は、2002年12月18日付けの総会決議57/228において、1975年から1979年までの民主カンボジア時代の間に行われたカンボジア法及び国際人道法に対する重大な違反行為が未だに解決されておらず、国際社会全体にとって極めて重要な問題であることを確認した。

また国連総会は、同決議において、正義、国民和解、安定、平和及び安全の追求がカンボジアの政府と国民の正当な利益であることを認識した。

カンボジア政府機関は、民主カンボジアの上級指導者を訴追し、また1975年4月17日から1979年1月6日までの間に起きた犯罪並びにカンボジア刑法、国際人道法、国際慣習法、及びカンボジアが承認した国際条約に対する重大な違反について最も責任がある者を訴追するにあたり、国連に支援を求めた。

カンボジア法に基づきカンボジア特別法廷が設置され、カンボジア王国政府及び国連が協定に署名し、同協定は国連総会により承認され、カンボジアで批准された。

よって、カンボジア特別法廷（ECCC）は、以下の内部規則を採択する。本内部規則の目的は、カンボジア特別法廷における訴訟に適用されるカンボジアの手続を統合すること、またこれらの既存の手続が特定の問題に対処できない場合、その解釈若しくは適用が明確でない場合、又は国際基準との整合性について疑義がある場合にECCC法（新）第20条、（新）第23条、及び（新）第33条並びに協定の第12条（1）項に従い追加の規則を採択することである。

I - 内部規則（以下、「本内部規則」）に関する規定

第1条 発効及び解釈

1. 本内部規則は、事務局により正式に公表され、かつクメール語、英語及びフランス語で同一に翻訳された正式版が全体会議で採択された後、10日以内に発効する。
2. この文書において、男性形は女性形を含み、単数形は複数形を含み、逆もまた同様とする。とりわけ、別段の定めがある場合を除き、本内部規則の定めるところにより、本内部規則における共同捜査判事とは、自ら行うか又は委任を通じて行うかを問わず、共同で活動する判事及び個別に活動する判事のいずれをも含むものとし、本内部規則における共同検察官とは、自ら行うか又は委任を通じて行うかを問わず、共同で活動する検察官及び個別に活動する検察官のいずれをも含むものとする。クメール語版は、本規定により文法上何らの影響を受けないものとする。

第2条 本内部規則に規定がない場合に適用される手続

ECCC（カンボジア特別法廷）における訴訟のなかで本内部規則によっては対処できない問題が生じた場合、共同検察官、共同捜査判事又は裁判部は、第21条及び適用される刑事訴訟法の基本原則を特に考慮したうえで、必要に応じて、協定第12条(1)項及びECCC法（新）第20条、（新）第23条、（新）第33条又は（新）第37条に従い判断を行わなければならない。この場合、内部規則委員会に対して本内部規則の改定案を可及的速やかに提出する。

第3条 改定

（2010年2月9日改定）

1. 判事、共同捜査判事、共同検察官、弁護支援部長、被害者支援部長、民事当事者の主任共同弁護士、及び事務局の局長又は副局長からは、内部規則委員会に対して本内部規則の改定を求めることができる。
2. 内部規則委員会から受け取った改定案は、全体会議に提出され、本内部規則採択の手続に従って採択される。
3. 改定された規定は、別段の指定がある場合を除き、事務局により正式に公表され、かつクメール語、英語及びフランス語で同一に翻訳された正式版が全体会議で採択された後10日以内に発効する。

II - 裁判所の構成

A - 一般条項

第4条 内規

（2010年2月9日改定）

本内部規則発効後、共同検察官事務所、共同捜査判事事務所、裁判部、事務局、弁護支援部、被害者支援部、及び民事当事者主任共同弁護部は、各自、本内部規則に準拠した内規を策定しなければならない。内部規則委員会は、これらの内規と本内部規則の整合性に関して疑義がある場合、職権で又は上記部署のいずれかの請求により、他の部署の内規を審査することができる。

第5条 国際司法共助及び財政援助

1. ECCCは、協定の当事者以外の国家に対し、特別協定に基づき、又はその他の適切な方法で司法的支援を要請することができる。
2. いずれかの国家がこの支援提供を怠る場合、当該事件を担当する共同検察官、共同捜査判事又は裁判部は、事務局を介して、国連事務総長又はカンボジア王国政府に支援を要請するなどの適切な手段を講じることができる。
3. ECCCは、ECCC法（新）第44条に従い、当該訴訟の支援を申し出た外国政府、国際機関、非政府組織その他の者が任意で提供するその他の資金から自らの支出に関して追加の支援を受けることができる。

第6条 職員の義務及び規律

1. すべてのECCC職員は、ECCC法及び協定に定める自らの義務を、外部の機関又は個人から何らの干渉を受けることなく完全に履行する権利を享受する。
2. カンボジア人判事、カンボジア人共同捜査判事及びカンボジア人共同検察官（それぞれの補欠を含む）、事務局長、並びにカンボジア人のすべての職員は、ECCC法（新）第42条（1）項及び協定第20条（1）項に定めるところにより、免責特権を享受する。とりわけ、これらの者は、自らの公的立場で行った発言又は記録した文言及び行ったすべての行為に関して、法的手続の対象とならない免責特権を付与される。
3. 国際判事、国際共同捜査判事及び国際共同検察官（それぞれの補欠を含む）並びに事務局副局長は、ECCC法（新）第41条及び協定第19条に定めるところにより、免責特権を享受する。その他の国際人員は、ECCC法（新）第42条（2）項及び協定第20条（2）項に定めるところにより、免責特権を享受する。これらの者に関する特権には、自らの公的立場で行った発言又は記録した文言及び行ったすべての行為に関して、法的手続の対象とならない免責特権が含まれる。
4. 国際人員の義務履行に関する不正又は懈怠に関する手続については、国連職員に関する規定のみが適用される。国際人員は、かかる行為に関して他の運営又は懲戒に関する手続の対象にはならない。
5. カンボジア人職員の義務履行に関する不正又は懈怠については、適切な国内機関が、適用されるカンボジア法に従って手続を行う。

第7条 辞任

1. ECCCの判事又は検事は、自らの職務を辞すことができる。
2. カンボジア人判事又はカンボジア人共同検事が辞任する場合は、カンボジア王国の司法官職高等評議会に申し出なければならない。当該判事又は検事は、自らの裁判長を介してその旨を書面で全体会議に通知する。
3. 国際判事又は国際共同検事が辞任する場合は、その旨を書面で国連事務総長に通知し、国連事務総長は、当該辞任の意をカンボジア王国の司法官職高等評議会に伝える。当該判事又は検事は、自らの裁判長を介してその旨を書面で全体会議に通知する。
4. 判事又は検事が不在の場合、ECCC法（新）第11条、（新）第18条、第26条及び（新）第46条、並びに協定第3条、第5条及び第6条が適用される。

B - 事務局

第 8 条 事務局の局長及び副局長

事務局の局長及び副局長は、ECCC 法及び協定に従って選任される。両者は事務局を指揮し、必要に応じて職員の内命を行う。

第 9 条 事務局の役割

(2009 年 3 月 6 日及び 2010 年 9 月 17 日に改定)

1. 事務局は、裁判部、共同検察官事務所、共同捜査判事事務所及び全体会議が自らの役割を果たすことができるよう支援するとともに、事務局の運営及び業務遂行に責任を負う。この点に関して、上記の司法官は、裁判所運営委員会を通じて、正当な場合には自らの権限下にある職員に対して適切な懲戒処分を行う等の対処を事務局に対して提言することができる。
2. 事務局は、国連とカンボジア王国政府の間で締結された安全と安心に関する補足協定に従って ECCC の安全を確保する責任を負う。
3. 事務局は、ユーティリティ、設備及び業務に関して国連とカンボジア王国政府との間で締結された補足協定に従い、機器、設備管理、情報技術、備品、自動車、交通手段並びに ECCC が必要とするその他の物品及び運営上の必要品を提供する責任を負う。
4. 事務局は、共同検察官事務所、共同捜査判事事務所又は裁判部が自らの司法的機能を遂行するなかで情報を受領、取得及び提供し、また連絡経路を設ける権限を損ねることなく、ECCC が内部及び外部と行う連絡の両方において公式経路となる。事務局は、広報部を設けたうえで ECCC に関する情報を一般に公開する義務を負う。本内部規則に別段の定めがある場合を除き、広報部は、共同検察官事務所、共同捜査判事事務所又は裁判部が指示する場合、一般に公開されている誤った情報又は誤解を招くおそれのある情報を訂正する責任も負う。
5. 事務局は、予備的捜査、司法捜査及び裁判部で審理中の事件に関する事件ファイルが含まれたデータベースを保持しなければならない。事務局は、必要に応じて、事件の写しが本内部規則、及び（必要に応じて）共同検察官事務所、共同捜査判事事務所又は裁判部の指示に従い、当事者、専門家又は許可されたその他の者に対して提供されることを確保する。データベース内の情報は、当該事件に関する ECCC からの通達に定める条件に従ってのみ一般に公開される。事務局は、書記官からの求めがある場合、召喚状の送達及び命令の通知に関して書記官を支援する。
6. 共同検察官、共同捜査判事又は裁判部からの指示がある場合、事務局は、必要に応じて予備的捜査、司法捜査、審理及び上訴審を行うなかで取得した証拠品、供述又は書類を含む証拠の保持、保管及び警備を行う責任を負う。
7. 事務局は、必要に応じて ECCC 職員に対する研修を調整し、また ECCC 裁判部に対する研修を支援する責任を負う。

第 10 条 事務局の運営

(2010 年 9 月 17 日改定)

1. 事務局は、自らの内規を策定又は改定する場合、裁判部、共同検察官及び共同捜査判事との間で、裁判部又はそれらの事務所の運営に影響が及ぶおそれのある問題について協議する。当該内規は、事務局の局長及び副局長の承認を得るものとする。

2. 事務局の局長及び副局長は、自らの職務を遂行するにあたり、特定の事件に関連して生じた、当該職務履行に影響が及ぶ（又はそのおそれがある）問題について口頭又は書面で共同検察官、共同捜査判事又は裁判部に意見表明を行うことができる。かかる職務には、必要に応じて当事者に通知したうえで判決を執行することが含まれる。
3. 事務局の局長及び副局長は、人権及び基本的自由が尊重されるよう十分に配慮しながら弁護支援部長、共同検察官、共同捜査判事及び裁判部と協議し、かつ適切な機関と協力して、勾留条件に関する情報が適切に事務局に提供される仕組みを採用する。当該仕組みは、協定に従いカンボジア法、国連の被勾留者処遇最低基準規則、及び被拘禁者処遇基本原則を尊重するものでなければならない。
4. 共同検察官事務所、共同捜査判事事務所及び裁判部の各書記官は、事務局と連携して、事件が記録された原本ファイル及びその電子記録版が事務局によって確実に保管されるようにする。事件が記録された原本ファイルのすべては、環境が管理された状態で、十分に警備対策が施された ECCC の部屋で集中的に保管する。

第 11 条 弁護支援部

(2010 年 9 月 17 日改定)

1. 事務局は、弁護支援部を設置する。弁護支援部は、本条に定める実体面の防御事項に関してのみ自治権を有するものとする。弁護支援部の運営は、弁護支援部長がカンボジア人副部長及び国際副部長並びに必要なに応じてその他の職員と共に指揮を執る。
2. 弁護支援部の業務は、次に定めるとおりとする。
 - a) 弁護支援部とカンボジア弁護士会との間で協議した後、本内部規則の第 4 条に従い次の事項について定めた内規を採択する。
 - i) 本条 (4) 項に従い下記 d) 及び i) で言及するリストに記載する弁護人及びその他の人員の掲載に関する基準及び手続
 - ii) 刑事弁護人の選任に関する手続
 - iii) 困窮者の判断基準及び刑事弁護人に対する報酬に関する基準
 - b) ECCC で対象者を弁護する外国人弁護士から申請を受理し、確認及び翻訳したうえで処理が完了した申請書をカンボジア弁護士会に送付し、弁護支援部と協議した後にカンボジア弁護士会が定める手続に従い記録するよう要請する。
 - c) 次に定めるリストを整備する。
 - i) カンボジア弁護士会に登録されたカンボジア人弁護士
 - ii) 上記 (b) に定めるとおり、ECCC で対象者を弁護する目的でカンボジア弁護士会に登録され、かつ国連加盟国の裁判所で認められた外国人弁護士
 - d) 弁護支援部とカンボジア弁護士会との間で協議した後、次に定めるサブリストを編集及び整備する。
 - i) 弁護支援部の内規に定められた基準を満たし、ECCC で困窮者を弁護する目的でカンボジア弁護士会に登録されたカンボジア人弁護士。
 - ii) 国連加盟国において弁護士資格を認められ、かつ弁護支援部の内規に定められた基準を満たし、ECCC で困窮者を弁護する目的でカンボジア弁護士会に登録された外国人弁護士

- e) 共同検察官，共同捜査判事又は裁判部の監督のもと，本条（2）（c）及び（2）（d）に従い，本内部規則に基づき刑事弁護人依頼権を有する者に対し必要に応じて弁護人のリストを提示する。
 - f) 補足情報を求められた場合，本内部規則に基づき刑事弁護人依頼権を有する者に対し本条（2）（c）及び（2）（d）で言及した弁護人に関する情報を提供する。
 - g) 本内部規則に基づき刑事弁護人依頼権を有する困窮した容疑者，被疑者及び被告人等のために弁護人と契約を締結する。
 - h) 上記（g）で言及する契約が履行されているかの監視及び評価を行い，弁護支援部の内規に従って当該契約にかかる報酬を付与する。
 - i) 困窮者の弁護団を支援できるカンボジア人員及び国際人員のリストを弁護人に提供する。
 - j) ECCC で活動する刑事弁護人のために，基本的な法的支援，並びに法律調査，書類捜査及び検索を含む支援を提供する。
 - k) カンボジア弁護士会と協議及び協力して，刑事弁護人に対する研修の準備を行う。
3. ECCC で対象者を弁護する目的でカンボジア弁護士会に外国人弁護士を登録する際は，公正，透明かつ迅速に手続しなければならない。
4. 上記本条（2）（d）で言及した，ECCC における困窮者の弁護に関する弁護支援部のリストへの掲載基準は，次に定める原則に従ったものでなければならない。
- a) 当該リストへの掲載手続は，公正，透明かつ迅速なものでなければならない。
 - b) 申請者は，自らが所属する職業団体が弁護人として活動するには不適切であると判断する重大な犯罪又は規律違反について有罪とされたことがある者であってはならない。
 - c) 外国人申請者についてのみ，次に定める要件を付加する。
 - i) 現在，国連加盟国内の定評ある弁護士会の適格な要件を備えた会員であること。
 - ii) 法律の学位を有しているか，これに相当する法的免許又は専門資格を有していること。
 - iii) 刑事訴訟の分野で，弁護人，判事若しくは検察官その他の資格で 10 年以上の実務経験を有していること。
 - iv) 刑法及び刑事手続に関して国際又は国内水準の十分な能力を有していること。
 - v) クメール語，フランス語又は英語のいずれかが流暢であること。
 - d) カンボジア人の申請者についてのみ，次に定める要件を付加する。
 - i) カンボジア弁護士会の会員であること。
 - ii) 刑法及び刑事手続に関して国内又は国際水準の十分な能力を有していること。
5. 上記本条（2）（d）及び（2）（i）で言及する困窮者のための弁護人リストへの掲載を求めた弁護人又は支援者が，その掲載を拒否され，若しくは弁護支援部の受理後 30 日以内に審査が行われず，又は当該リストから削除された場合，弁護支援部長の判断に関する通知受領後 15 日以内に，又は必要に応じて上記の 30 日間の最終日が到来したときに，公判前裁判部に対して異議を申し立てることができる。公判前裁判部の決定に対しては，異議を申し立てることができない。必要な多数が得られ

なかった場合、弁護支援部長による判断を維持することを公判前裁判部の決定とする。ただし、上記の30日間以内に申請の審査が行われなかった場合で必要な多数が得られなかったときは、リストへの掲載を認めることを公判前裁判部の決定とする。

6. 弁護支援部長は、弁護支援部の内規に定められた基準に基づき、また共同捜査判事又は裁判部（当時、当該申立人が異議を申し立てている法廷を対象とする）に対してなされた異議申立てに従って、当該判断に関する通知を受領後15日以内に困窮者該当性及び困窮者の弁護人選任に関する判断を行わなければならない。以後は、異議申立てを行うことはできない。

第12条 被害者参加の準備

（2010年2月9日及び2010年9月17日に改定）

事務局は、被害者支援部及び民事当事者主任共同弁護部を設置する。民事当事者主任共同弁護部は、本内部規則に定める民事当事者に関するすべての実体審理面の事項について自治権を有するものとする。事務局は、民事当事者の弁護人と契約を締結することができる。また事務局は、民事当事者主任共同弁護部及び民事当事者の弁護人に対して業務上必要な支援を提供する。

第12条の2 被害者支援部

（2010年2月9日に採択、2010年9月17日及び2015年1月16日に改定）

1. 被害者支援部の業務は、次に定めるとおりとする。
 - a) 共同検察官の監督のもと、告訴を行う被害者を支援する。
 - b) 共同捜査判事の監督のもと、民事当事者の参加申請を行う被害者を支援する。
 - c) ECCCで被害者又は被害者団体の代理人を務めることを希望する、カンボジア弁護士会に登録済みの外国人弁護士及びカンボジア人弁護士のリストを整備する。
 - d) ECCCで民事当事者の代理人を務める外国人弁護士から申請を受領し、確認及び翻訳したうえで処理が完了した申請書をカンボジア弁護士会に送付し、被害者支援部と協議した後にカンボジア弁護士会が定める手続に従い記録するよう要請する。
 - e) ECCCで民事当事者の代理人として活動することが認められる被害者団体リストへの記載に関する申請を第23条の4に定める基準に従って管理し、上記が認められる被害者団体のリストを整備する。
 - f) 被害者、とりわけ民事当事者に対して全般的な情報を提供する。
 - g) 共同捜査判事又は公判前裁判部の監督のもと、弁護人及び被害者団体に関する上記リスト及び情報を必要に応じて被害者又は民事当事者に提示するとともに、第23条に定める法的代理人の利用を促進する。
 - h) 民事当事者及び告訴人による訴訟参加を支援する。
 - i) 民事当事者の主任共同弁護士及び広報部と協議し、必要に応じて被害者、とりわけ民事当事者に関する支援活動を行う。
 - j) 必要に応じて、本条を実施するための内規を採択する。
2. 上記本条(1)(c)で言及した、ECCCにおける民事当事者の代理に関する被害者支援部のリストへの掲載基準は、次に定める原則に従ったものでなければならない。
 - a) 当該リストへの掲載手続は、公正、透明かつ迅速なものでなければならない。

- b) 申請者は、自らが所属する職業団体が被害者を代理する弁護人として活動するには不適切であると判断する重大な犯罪又は規律違反について有罪とされたことがある者であってはならない。
 - c) カンボジア人の申請者についてのみ、次に定める要件を付加する。
 - i) カンボジア弁護士会の会員であること。
 - ii) 刑法及び刑事手続に関して国際又は国内水準の十分な能力を有していること。
 - d) 外国人申請者についてのみ、次に定める要件を付加する。
 - i) 現在、国連加盟国内の定評ある弁護士会の適格な要件を備えた会員であること。
 - ii) 法律の学位を有しているか、これに相当する法的免許又は専門資格を有していること。
 - iii) クメール語、フランス語又は英語のいずれかが流暢であること。
 - iv) 刑法及び刑事手続に関して国際又は国内水準の十分な能力を有していること。
 - v) 刑事訴訟の分野で、弁護人、判事若しくは検察官その他の資格に関連する実務経験を有していること。
3. 被害者支援部は、主任共同弁護人と協力し、また必要に応じて政府組織及び非政府組織と連携し、第23条の5(3)(b)で想定されるプロジェクトを確認及び策定し、後に実行するよう努めなければならない。
4. 被害者支援部には、より広い被害者の利益に対応する裁判外プログラム及び措置の策定及び実行を委ねるものとする。このプログラムは、必要に応じてECCC以外の政府組織及び非政府組織と協力して策定及び実行することができる。

第12条の3 民事当事者の主任共同弁護士

(2010年2月9日に採択、2011年2月23日に改定)

1. 民事当事者の主任共同弁護士は、個別のECCCの内容に照らし、審理中及び審理後、全当事者の権利と迅速な審理の必要性の均衡を保ちつつ民事当事者を代理するために効果的な準備を行うことを確約しなければならない。
2. 民事当事者の主任共同弁護士は、本内部規則に基づき権限を与えられる。民事当事者の主任共同弁護士は、正義の実現及び公正かつ効果的な訴訟の実施を推進する義務を負う。
3. 民事当事者の主任共同弁護士は、審理において連携して民事当事者を代理すべく、何よりもまず民事当事者弁護人の意見を求めるとともに、合意を形成するために努力する。内部手続は、上記を目的として、民事当事者の主任共同弁護士が民事当事者弁護人と協議して策定する。
4. 民事当事者の主任共同弁護士は、ECCCに選任されECCCから資金提供を受けるカンボジア人弁護士及び外国人弁護士で構成され、必要に応じてその他の人員の支援を受ける。民事当事者の主任共同弁護士の職務は、事件が第一審裁判部に係属した時点から開始される。すべての行為は、連帯して行わなければならない。ただし、当該行為を個別に行うための権限を共同意思に基づく書面により民事当事者の主任共同弁護士の一方に委任した場合は、この限りでない。予測不能な特段の事情を理由として民事当事者の主任共同弁護士の双方が一時的に自らの職務を遂行できない場合、事務局は、可能な場合には主任共同弁護人と協議したうえで1名以上の弁護

人を指名し、民事当事者の主任共同弁護士のいずれかが自らの職務を再開できるまでその職務を代わりに遂行させなければならない。

5. 民事当事者の主任共同弁護士の主な職務は、次のとおりである。
 - a) 内部規則第 23 条 (1) 及び (2) の定めるところにより統合された民事当事者団体の利益を代表する。
 - b) 審理中及び審理後において、すべての弁護活動、戦略及び統合された民事当事者団体の法廷内での利益提示に関して、裁判所に対する最終的な責任を負う。
6. 民事当事者弁護人は、統合団体の利益を代表する民事当事者の主任共同弁護士の支援に努めなければならない。この支援には、口頭での提言及び書類の提出、民事当事者の主任共同弁護士の依頼人及び証人に対する尋問、及びその他の手続的行為が含まれる場合がある。かかる支援については、第 12 条の 3 (5) (b) に従い民事当事者の主任共同弁護士と担当する民事当事者弁護人が相互に合意するものとする。民事当事者の主任共同弁護士は、民事当事者弁護人が上記の支援として行う行為について調整する。

C - 共同検察官事務所

第 13 条 共同検察官事務所の運営

(2008 年 9 月 5 日及び 2010 年 9 月 17 日に改定)

1. 共同検察官事務所は、ECCC 内の独立の事務所として運営する。共同検察官事務所は、共同検察官、及び必要に応じて 1 名以上の書記官を含むその他の職員で構成する。共同検察官は、ECCC 法 (新) 第 22 条の目的において、その共同代行検察官及び共同検察官補助員の中から副検察官を選任することができる。書記官は、捜査に関する記録をつけ、本内部規則に基づき共同検察官が求めるその他の活動を行わなければならない。
2. 共同検察官事務所の内規を策定及び改定する場合、共同検察官は、裁判部、共同捜査判事並びに事務局の局長及び副局長との間で、裁判部又は事務所に影響を及ぼしうる問題について協議する。この内規は、共同検察官から承認を得なければならない。
3. ECCC 法及び本内部規則に基づき連帯して行うことが義務付けられている行為を除き、共同検察官は、共同意思に基づく書面により当該行為を個別に行うための権限を共同検察官の一方に委任することができる。
4. ECCC 法及び本内部規則に基づき自ら履行することが義務付けられている行為を除き、共同検察官は、次に定める事項に従い所定の職員に対して口頭又は書面でその職務の履行を委任することができる。
 - a) 予備的捜査の期間：強制処分を必要としない場合に限り、自らの捜査員又は司法警察員に対して。
 - b) 任意の期間：自らの副検察官に対して。
 - c) 口頭で職務の委任を行う場合、共同検察官は、最初の委任から 48 時間以内に確認書を書面で交付する。
5. 共同検察官の間に意見の相違がある場合、第 71 条に定める手続が適用される。
6. 共同検察官の決定に対しては、異議申立てをすることはできない。

D - 共同捜査判事事務所

第 14 条 共同捜査判事事務所の運営

(2010年9月17日改定)

1. 共同捜査判事事務所は、ECCC内の独立の事務所として設置する。共同捜査判事事務所は、共同捜査判事、及び必要に応じてその他の職員で構成する。
2. 共同捜査判事には、各自、書記官が割り当てられる。書記官は、捜査に関する記録をつけ、本内部規則に基づき共同捜査判事が求めるその他の活動を行わなければならない。
3. 共同捜査判事事務所の内規を策定及び改定する場合、共同捜査判事は、裁判部、共同検察官並びに事務局の局長及び副局長との間で、裁判部又は事務所の運営に影響を及ぼしうる問題について協議する。この内規は、共同捜査判事から承認を得なければならない。
4. ECCC法及び本内部規則に基づき連帯して行うことが義務付けられている行為を除き、共同捜査判事は、共同意思に基づく書面により当該行為を個別に行うための権限を共同捜査判事の一方に委任することができる。
5. ECCC法及び本内部規則に基づき自ら履行することが義務付けられている行為を除き、共同捜査判事は、捜査囑託書に基づく職務執行を、自らの捜査員（強制処分を必要とする場合を除く）又は司法警察員に委任することができる。
6. 共同捜査判事が不在の場合、本内部規則に基づき自ら履行することが義務付けられている行為は、遠隔手段を用いて行うことができる。
7. 共同捜査判事の間意見の相違がある場合、第 72 条に定める手続が適用される。

E - 司法警察員、捜査員及び書記官

第 15 条 司法警察員

1. 司法警察員とは、ECCCを補助する職員である。司法警察員は、本内部規則の定めるところにより、共同検察官及び共同捜査判事（並びに必要に応じて裁判部）からの指示のみに基づきカンボジアの領土全域で捜査を行う。司法警察官は、自らの職務を遂行する際、上記以外の者からの命令を求めたり、受けたりしてはならない。
2. 共同検察官は、司法捜査が開始されるまで、司法警察員の行為について指示及び調整を行う。この司法捜査が開始された場合、司法警察員は、共同捜査判事の指示に基づいて自らの職務を遂行する。
3. 裁判部から補足捜査を命じられた場合、司法警察員は、その間、裁判部の指示に従って自らの職務を遂行する。
4. 司法警察員が不正な行為を行った場合、共同検察官は、管轄のカンボジア政府機関に当該事件を送付する権限を有する。

第 16 条 捜査員

(2009年3月6日改定)

本内部規則の定めるところにより ECCC 内で自らの職務を遂行する目的において、共同検察官事務所又は共同捜査判事事務所から捜査員に指定された ECCC 職員は、司法省の認定を受けなければならない。この目的において、事務局は、直ちに捜査員の

リストを司法省に送付して認定を求める。正式な認定を受けた捜査員は、ECCC の法廷において宣誓をしなければならない。

第 16 条の 2 書記官

(2008 年 2 月 1 日採択)

本内部規則の定めるところにより ECCC 内で自らの職務を遂行する目的において、ECCC の書記官は、司法省の認定を受けなければならない。事務局は、書記官のリストを直ちに司法省に送付して認定を求める。

F - 裁判部

第 17 条 一般条項

(2010 年 9 月 17 日改定)

1. 裁判部は、ECCC 内の独立した組織として設置する。裁判部は、それぞれの担当判事、補欠判事、書記官及び必要に応じてその他の職員で構成する。
2. 公判前裁判での聴聞、第一審又は上訴が行われている間に判事が自らの職務を遂行できなくなった場合は、必要に応じて第 77 条、第 79 条及び第 108 条の規定が適用される。
3. 裁判部は書記官の補佐を受け、書記官は、訴訟に関する記録をつけ、本内部規則に基づき裁判部が指示するその他の活動を行う。
4. 裁判部の内規を策定及び改定する場合、裁判部は、共同検察官、共同捜査判事並びに事務局の局長及び副局長との間で、各事務所の運営に影響を及ぼしうる問題について協議する。この内規は、各裁判部の超過半数の判事から承認を得なければならない。

G - 司法機関

第 18 条 全体会議

(2008 年 9 月 5 日及び 2009 年 3 月 6 日に改定)

1. 共同捜査判事、裁判部判事及び補欠判事、共同検察官及び補欠検察官、弁護支援部長、被害者支援部長並びに事務局の局長及び副局長は、すべて全体会議に参加することができる。
2. 最高審裁判部の裁判長が、全体会議の議長を務める。裁判長が参加できない場合は、裁判長が指名した者が議長を務めるものとする。
3. 本内部規則に関する議決は、すべて次の定めに従って行わなければならない。
 - a) 共同検察官は、カンボジア法に基づく司法官の特別な地位として認められるところにより、本内部規則第 I 章及び第 II 章に定める ECCC の運営に関する規則について議決権を有する。この議決は、議決権を有する 21 名の判事及び検察官から 15 票以上の超過半数を得て行わなければならない。
 - b) 本内部規則第 III 章に定める規則については、共同捜査判事及び裁判部の判事のみが議決権を有する。この議決は、議決権を有する 19 名の判事から 14 票以上の超過半数を得て行わなければならない。

- c) 全体会議での議決権を有する判事の総数に変更が生じた場合は、上記の超過半数を再計算する。
 - d) 補欠判事及び補欠検察官を含むその他の全体会議参加者は、すべて諮問を行う立場でのみ参加する。
4. 全体会議に付すべきその他の判断事項については、共同捜査判事及び裁判部の判事のみが議決権を有する。かかる議決は、本条 (3) (b) 及び (3) (c) で言及する超過半数を得て行わなければならない。
 5. 出席できない判事は、他の判事及び補欠判事の中から書面により選任した代理人を通して自らの票を投じることができる。出席できない検察官は、他の検察官、補欠検察官及び判事の中から書面により選任した代理人を通して自らの票を投じることができる。代理人となる場合、これらの職員は、複数名の代理人となることはできない。
 6. 通常 of 全体会議は、次に定める業務を遂行するため 6 カ月ごとに召集される。
 - a) 必要に応じて、本内部規則を審査及び改定する。
 - b) 必要に応じて、内部規則委員会が採択した通達を審査及び改定する。
 - c) 事務局の局長及び副局長がカンボジア王国司法官職高等評議会及び国連事務総長に対して提案する年次報告を承認する。
 - d) 裁判所運営委員会から提案があった場合、ECCC 内部の業務に関する問題について判断を行う。
 - e) ECCC 法、協定又は本内部規則に定めるその他の業務を遂行する。
 7. 通常 of 全体会議の招集は、事務局を通じて全体会議の議長が行う。緊急時には、予算に配慮したうえで、全体会議の議長が職権で、又は議決権を有する全判事の超過半数による要求を受けて特別全体会議を招集することができる。
 8. 全体会議の定足数は、本人が出席しているか、代理人又は遠隔手段を用いているかを問わず、本条 (3) (b) 及び (3) (c) で言及する議決権を有する全判事の超過半数とする。
 9. 全体会議における手続及び決議に関する記録は、書記がクメール語、英語及びフランス語で書面化し保持する。全体会議の議長が要求する場合、裁判部、共同検察官事務所又は共同捜査判事事務所は、必要に応じて適切に書記を割り当てなければならない。事務局は、必要に応じて支援職員を提供する。
 10. 全体会議は、特段の決定がある場合を除き非公開とする。全体会議は、その会議の全部又は一部について外部の専門家に対し参加を認めることができる。

第 19 条 裁判所運営委員会

(2008 年 2 月 1 日、2008 年 9 月 5 日、2009 年 3 月 6 日及び 2011 年 8 月 3 日に改定)

1. 裁判所運営委員会は、全体会議で選任された 3 名のカンボジア人判事（うち 1 名は委員長）及び 2 名の国際判事で構成される。全体会議でカンボジア人委員及び国際委員の補欠を選任し、必要に応じて欠席した委員を代行させる。裁判所運営委員会には、諮問を行う立場の共同検察官並びに事務局の局長及び副局長も含めなければならない。裁判所運営委員会の委員又は代行委員が同委員会の委員を務めることができず、又は以後は務めることを望まない旨を全体会議に通知した場合、全体会議で代替りの委員を選任する。

2. 裁判所運営委員会は、共同検察官事務所、共同捜査判事事務所及び裁判部に対して提供する運営上の支援及び法的な支援に関するすべての活動（予算の準備及び執行を含む）について、事務局への助言及び指導を行う。
3. 裁判所運営委員会は、委員長が召集する。裁判所運営委員会の会議は、非公開とする。必要に応じて、遠隔手段による会議を行うことができる。
4. 裁判所運営委員会は、本内部規則に定めるその他の業務を遂行する。
5. 裁判所運営委員会は、書記による支援を受ける。全体会議の議長が要求する場合、裁判部、共同検察官事務所又は共同捜査判事事務所は、必要に応じて適切に書記を割り当てなければならない。事務局は、必要に応じて支援職員を提供する。裁判所運営委員会は、その業務を遂行するにあたり、ECCCの費用負担で専門家から助言を得ることができる。

第20条 内部規則委員会

(2008年9月5日、2009年3月6日及び2010年2月9日に改定)

1. 内部規則委員会は、全体会議で選任された5名のカンボジア人判事（うち1名は委員長）及び4名の国際判事で構成される。全体会議でカンボジア人委員及び国際委員の補欠を選任し、必要に応じて欠席した委員を代行する。内部規則委員会の委員又は代行委員が同委員会の委員を務めることができず、又は以後は務めることを望まない旨を全体会議に通知した場合、全体会議で代替りの委員を選任する。
2. 内部規則委員会は、本内部規則の改定要求を受理し検討を加えた後、全体会議における協議に備えて草案を作成する。この目的のために会議を行う場合、委員長が必要に応じて内部規則委員会を招集する。内部規則委員会の会議は、非公開とする。
3. 内部規則委員会は、ECCCの業務に関する通達を採択する。当該通達は、事後的に全体会議の審査を受けなければならない。この目的のために会議を行う場合、委員長の招集により、又は判事、共同捜査判事、共同検察官、弁護支援部長、被害者支援部長、民事当事者の主任共同弁護士及び事務局の局長若しくは副局長の要求により、必要に応じて内部規則委員会を開催する。
4. 内部規則委員会は、本内部規則に定めるその他の業務を遂行する。
5. 必要に応じて、遠隔手段による会議を行うことができる。
6. 内部規則委員会は、書記による支援を受ける。全体会議の議長が要求する場合、裁判部、共同検察官事務所又は共同捜査判事事務所は、必要に応じて適切に書記を割り当てなければならない。事務局は、必要に応じて支援職員を提供する。内部規則委員会は、その業務を遂行するにあたり、ECCCの費用負担で専門家から助言を得ることができる。

III - 手続

A - 一般条項

第21条 基本原則

1. 適用されるECCC法、内部規則、通達及び内規は、ECCC法及び協定の定めるところにより、ECCC固有の特質に照らし容疑者、被疑者及び被告人並びに被害者の利益が常に保護され、また法的安定性及び訴訟の透明性が確保されるよう解釈する。この点において、次に定めるとおりとする。

- a) ECCC の訴訟は、公正で対立構造をとり、両当事者間の権利の均衡が保たれたものでなければならない。ECCC の訴訟では、起訴を担当する機関と審理を担当する機関の分離が保証されなければならない。
 - b) 類似する状況において同一の犯罪のために起訴されたと考えられる者は、同一の規則に従って取り扱われなければならない。
 - c) ECCC は、訴訟全体を通して被害者に情報提供が行われ、また被害者の権利が尊重されるよう確保する。
 - d) すべての被疑者又は被告人は、その有罪が確定しない限り無罪推定を受けるものとする。かかる者はいずれも、自らの嫌疑について知らされ、自らが選任する弁護人の弁護を受け、また訴訟のあらゆる段階で黙秘権について告知を受ける権利を有する。
2. かかる者を対象として強制処分を行う場合、管轄権を有する ECCC の裁判機関により行うか、その有効な管理下で行わなければならない。かかる処分は、訴訟上必要な限度で、起訴された犯罪の重大さに比例して、また人間の尊厳を最大限に尊重したうえで行わなければならない。
 3. 取調べ対象者又はその他の者に対して直接行われるか否かを問わず、誘引、身体への強制処分又は身体への脅迫を用いた取調べは、その形態を問わず行ってはならない。かかる誘引、強制又は脅迫が行われた場合、裁判部では、これらを用いて記録された供述書を証拠として認めてはならない。また担当した者を、第 35 条から第 38 条に従い適切な懲戒処分に処さなければならない。
 4. ECCC における訴訟は、合理的な期間内に結審しなければならない。

第 22 条 弁護人

(2010 年 9 月 17 日改定)

1. 本内部規則に基づき弁護人依頼権を有する者は、次に定めるとおり、自らの選択するカンボジア人弁護士又はカンボジア人弁護士と連携する外国人弁護士の支援を受ける。
 - a) 弁護人費用を自ら支払うことのできる者は、カンボジア弁護士会に登録されたカンボジア人弁護士及び外国人弁護士から任意に選択する権利を有する。この選択を円滑に行う目的において、かかる者に対しては、刑事弁護人及び民事当事者弁護人に関する第 11 条 (2) (c) 又は第 12 条の 2 (1) (c) で言及する各弁護人リストを交付する。
 - b) 本内部規則に基づき困窮者としての弁護人依頼権を有する者は、第 11 条 (2) (d) の刑事弁護人リスト又は第 12 条の 2 (1) (c) の民事当事者弁護人リストに記載されたカンボジア人弁護士及び外国人弁護士から任意に選択する権利を有する。
 - c) 外国人弁護士は、ECCC においてはカンボジア人弁護士と共に活動する。
 - d) かかるリストに掲載された場合であっても、外国人弁護士にカンボジア内におけるその他の法律業務活動を行う権限が付されるものではない。
 - e) いずれかの者が第 11 条 (2) (c) 又は第 12 条の 2 (1) (c) で言及する弁護人リストに記載がない外国人弁護士への依頼を希望する場合、当該弁護人は、まず第 11 条 (2) の規定に従い ECCC での活動するための手続を履践する。
 - f) ECCC において代理人を務める目的でカンボジア弁護士会に登録申請をして認められなかった外国人弁護士、又は (具体的状況に応じて) 被害者支援部

若しくは弁護支援部からの登録申請の受理後 30 日以内にカンボジア弁護士会による審査を受けていない外国人弁護士は、カンボジア弁護士会からの決定通知を受領後 15 日以内に、又は該当する場合は上記 30 日間の最終日に公判前裁判部に異議を申し立てることができる。公判前裁判部の決定に対しては、異議を申し立てることができない。必要な多数が得られなかった場合、カンボジア弁護士会による判断を維持することを公判前裁判部の決定とする。ただし、上記の 30 日間以内に申請の審査が行われなかった場合に必要な多数が得られなかったときは、登録を認めることを公判前裁判部の決定とする。

2. ECCC での訴訟においては、次の規定が適用される。
 - a) カンボジア人弁護士は、ECCC の各裁判所に外国人弁護士が最初に出廷したときに、当該外国人弁護士の認定を申請する。認定を受けた外国人弁護士は、以後、ECCC においてカンボジア人弁護士と同一の権利及び特権を享受する。
 - b) ただし、カンボジア人弁護士は、訴訟のあらゆる段階において最初に発言する権利を有する。
3. 弁護人とその依頼人との間におけるやり取りは、すべて秘密情報として保護し、他人に聞かれたり、記録又はコピーされたりしてはならない。弁護人は、依頼人と協議を行うにあたり、事件ファイルの写し又は訴訟に関する記録を取得し、その他の関連書類と共にこれらを持参することができる。上記本条 (2) に従い認定を受けた被勾留者の弁護人は、勾留施設の管理上必要な制約に従うことを条件として依頼者と自由に交流できる。
4. 弁護人は、その職務を遂行するうえで、協定、ECCC 法、本内部規則、ECCC の通達及び内規、弁護士の地位に関するカンボジアの法律、並びに法律家の定評のある規範及び倫理に関する規定に従わなければならない。弁護人は、正義の実現及び公正かつ効果的な訴訟の実施を推進する義務を負う。
5. カンボジア人弁護士及び外国人弁護士は、その業務を支援する弁護団を組成する権利を有する。ただし、困窮者を担当する刑事弁護人である場合は、第 11 条 (2) (i) で言及したリストに掲載された者から選ばなければならない。困窮者を担当する刑事弁護人が、第 11 条 (2) (i) で言及したリストに記載されていない者を参加させることを望む場合、その者は、当該リストへの掲載に関する手続を最初に履践する。

第 23 条 民事当事者として被害者参加する場合の一般原則

(2008 年 9 月 5 日、2009 年 3 月 6 日、2009 年 9 月 11 日、2010 年 2 月 9 日、及び 2010 年 9 月 17 日に改定)

1. ECCC における民事当事者訴訟の目的は、次に定めるとおりである。
 - a) 刑事責任を負う者と対峙する立場で ECCC が管轄する刑事訴訟に参加し、訴追を支援すること。
 - b) 第 23 条の 5 の定めるところにより集団的賠償及び道徳的賠償を求めること。
2. 民事訴訟を提起する権利は、現在の居住地又は国籍等の基準に基づく区別を受けることなく行使できる。
3. 公判前裁判の段階では、民事当事者は個別に参加する。審理開始段階及びその後の段階の民事当事者は、民事当事者の主任共同弁護士が本内部規則第 12 条の 3 の規定に基づきその利益を代表する単一の統合された団体を構成する。民事当事者の主任共同弁護士は、本内部規則第 12 条の 3 (3) に定める民事当事者弁護人の支援を

受ける。民事当事者の主任共同弁護士は、集団的賠償及び道徳的賠償に関する単一の請求を行わなければならない。

4. 民事当事者を当該事件の一般証人として尋問することはできない。また捜査嘱託書に関する第 62 条に従い、被疑者又は被告人と同一の条件に基づいてのみ質問することができる。

第 23 条の 2 民事当事者としての申請及び認定

(2010 年 2 月 9 日採択)

1. 民事当事者訴訟の認定を受けるためには、民事当事者参加の申請者が次に定める要件を満たしていなければならない。
 - a) 明確に特定されていること。
 - b) 当該被疑者に対して嫌疑がかけられている犯罪のうち 1 以上の犯罪の直接の被害者として、集団的及び道徳的賠償責任の根拠となる身体的、財産的又は精神的損害を現実に被ったと証明すること。民事当事者からの申請の可否を判断するにあたり、共同捜査判事は、当該申請を裏付けるものとされている事実が、一応確からしいと認める程度の心証を得なければならない。
2. 民事当事者としての参加を希望する被害者は、共同捜査判事が本第 66 条 (1) に従い司法捜査の終了を当事者に通知した後、15 日以内にかかる申請を書面で提出する。共同捜査判事は、被害者保護について定めた本内部規則の規定を遵守することを条件として、共同検察官及び被疑者にその旨を通知する。共同捜査判事は、捜査終結命令を発する日までの期間、民事当事者からの申請をいつでも却下できる。かかる却下命令に対して、民事当事者参加の申請者は、通達の定めるところにより公判前裁判部に簡易の異議申立てを行うことができる。上記の異議申立てがなされた場合であっても、訴訟は中断されない。民事当事者参加の申請者は、却下されるまで (また却下されない限り)、民事当事者の権利を行使することができる。
3. 捜査終結命令を発する場合、共同捜査判事は、残りのすべての民事当事者参加申請の可否について個別に命令を発して決定する。かかる命令に対して、当事者又は民事当事者参加の申請者は、第 77 条の 2 の規定に従い簡易の異議申立てを行うことができる。上記の異議申立てがなされた場合であっても、訴訟は中断されない。共同捜査判事又は本条に定める簡易の異議申立てにより公判前裁判部に認められたすべての民事当事者は、本内部規則第 23 条 (5) に従い審理開始段階及びその後の段階において単一の統合された団体を構成する。当該事件が第一審裁判部に係属した後に公判前裁判部が個人である民事当事者からの参加申請を却下した場合、当該個人は、以後、単一の統合された団体から脱退しなければならない。
4. 民事当事者の参加申請をするにあたっては、自らが本内部規則を遵守していることが確認できる十分な情報を付して申請する。とりわけ申請時には、被害者としての立場を詳述し、疑われる犯罪を特定し、かつ損害を被ったことの証拠、又は加害者と疑われる者の有罪を証明するために役立つ証拠を添付する。また必要に応じて、送達及び通知のために、被害者の居住地、当該被害者が所属する被害者団体の登記上の事務所又は弁護人の住所 (場合に応じて) も記載する。これらの住所がカンボジア国外である場合には、カンボジア国内の住所を記載する。
5. 民事当事者は、公判前裁判の段階においてはいつでも賠償請求権及び民事当事者訴訟を明示的に放棄できる。権利又は訴訟の放棄がなされた場合であっても、刑事

訴訟は停止又は中断されない。民事当事者は、審理中及びその後のいつの時点においても統合団体から脱退することができる。

6. ECCCにおける民事当事者の訴訟は、対象とする被疑者又は被告人が死亡した場合には終了する。

第23条の3 民事当事者の代理

(2010年2月9日に採択, 2010年9月17日に改定)

1. 捜査終結命令が発せられた後、民事当事者は訴訟に参加するためには、常に民事当事者弁護士がその代理人を務めなければならない。共同捜査判事は、かかる目的における命令を可及的速やかに（ただし捜査終結命令までに）適切に発しなければならない。自らの弁護士が辞任した後も継続して訴訟に参加することを希望する民事当事者は、代替の弁護士に依頼する。必要がある場合、ECCCの関連裁判所は、当該民事当事者に既存の民事当事者団体に参加するよう指示することができる。
2. 弁護士が民事当事者の代理人を務めている場合、民事当事者の権利は当該弁護士を通じて行使される。本項は、民事当事者が第59条及び第91条(1)に基づき質問を受ける場合には適用されない。
3. 民事当事者は、団体を形成し、被害者支援部が保有するリストから選任された共同の弁護士をその代理人とすることができる。上記に加え、共同捜査判事又は裁判部は、次に定める要件に従いこの代表弁護士を手配できる。
 - a) 正義の観点から必要と認められる場合、共同捜査判事は、民事当事者に対して所定の期限内に団体を形成し、代表弁護士を選任するよう求めることができる。
 - b) 正義の観点から必要と認められる場合、共同捜査判事又は裁判部は、民事当事者の団体を作るか、民事当事者を既存の団体に参加させ、又は被害者支援部と協議したうえで当該団体の代表弁護士を指定することができる。
 - c) 共同捜査判事又は裁判部及び被害者支援部は、代表弁護士を選任するにあたり、各民事当事者の個別の利益が代表され、かつ利益相反が回避されていることを確保するために必要なあらゆる手段を講じなければならない。
 - d) 民事当事者はいつでも、共同捜査判事又は裁判部が指定した弁護士について、再検討することを共同捜査判事又は裁判部に対して根拠を付して要求できる。
 - e) 共同捜査判事又は裁判部が指名した共同弁護士に対して必要な支払いをなす手段を持たない民事当事者は、事務局に援助を求めることができる。

第23条の4 被害者団体

(2010年2月9日採択)

1. 被害者のグループもまた、次に定める要件に従い、被害者団体への所属を通じて自らの民事当事者訴訟を提起することを選択できる。
 - a) かかる集合的な民事当事者訴訟の提起を促進する目的において、被害者支援部は、共同捜査判事及び第一審裁判部の監督下で作成され承認された被害者団体のリストを被害者に交付できる。
 - b) このリストに掲載されるため、かかる被害者団体は、自らがその活動を行う国家において有効に登録又は設立された団体であること、及び関連する通達の定めるところにより自らが所属会員を代理して活動する権限を付されていることを証明する書類を被害者支援部に提供する。被害者団体がECCCにお

いて国外に居住する被害者の代理人を務めている場合であっても、本項に基づく承認を得る要件に関してカンボジア国内で活動しているものとは解釈されない。

- c) 被害者団体に所属する民事当事者を代理するのは当該団体の弁護士とする。また、団体の会員に関する召喚及び通知は当該団体を通じて送達する。
- d) 特定の被害者が被害者団体を通じて訴訟に参加することを選択した場合であっても、他の被害者が同一の事件において民事当事者として参加する権利には影響しない。
- e) 上記のリストへの掲載を求めた被害者団体が、その掲載を拒否され、若しくは被害者支援部の申請受理後 30 日以内に審査が行われず、又は当該リストから削除された場合、被害者支援部の判断に関する通知受領後 15 日以内に、又は必要に応じて上記の 30 日間の最終日が到来したときに、公判前裁判部に対して異議を申し立てることができる。公判前裁判部の決定に対しては、異議を申し立てることができない。必要な多数が得られなかった場合、被害者支援部による判断を維持することを公判前裁判部の決定とする。ただし、上記の 30 日間以内に申請の審査が行われなかった場合で必要な多数が得られなかったときは、リストへの掲載を認めることを公判前裁判部の決定とする。

第 23 条の 5 民事当事者の請求

(2009 年 2 月 9 日に採択, 2010 年 9 月 17 日に改定)

1. 被告人が有罪となった場合、裁判部は、民事当事者に対して集合的賠償及び道徳的賠償のみを行うよう命じることができる。本内部規則の目的における集合的賠償及び道徳的賠償とは、次に定めることを実行する手段である。
 - a) 被告人が有罪判決を受けた犯罪の結果として民事当事者が受けた被害を確認すること。
 - b) かかる被害に対処するための便益を民事当事者に提供すること。
かかる便益は、民事当事者に対する金銭の支払いという形態で提供してはならない。
2. 賠償請求は、単一の申立てによってなさなければならない。また、当該単一の申立てにより、限定された数の裁定を求めることができる。この申立書には、次の事項を記載する。
 - a) 求める裁定の詳細。
 - b) 自らが受けた被害への対処方法、及び必要に応じて、自らが関連する統合団体内の民事当事者団体を特定する方法についての妥当な論拠。
 - c) 求める各裁定に関して、第 23 条の 5 (3) (a) 及び (b) に規定する単一かつ特定の実施方法。
3. 裁定の実施方法を決定するにあたり、当該法廷は、各裁定に関して次のいずれかを行うことができる。
 - a) 有罪とされた者が裁定の実施費用を負担すべき旨を命じること。
 - b) 具体的な計画により、主任共同弁護士が求めた裁定に対して適切に効果が付され、かつ実施されることを確認する。この計画は、被害者支援部と協力して策定又は確認しなければならない。またこの計画のために、十分な外部資金が確保されなければならない。

第24条 証人

(2009年3月6日及び2010年9月17日に改定)

1. 証人は、共同捜査判事から尋問を受け、又は法廷で証言する前に、その宗教又は信条に従い真実を述べることを宣誓又は確約する。
2. 次に定める証人は、宣誓を行うことなく供述する。
 - a) 被疑者、被告人又は民事当事者の父、母及び尊属
 - b) 被疑者、被告人又は民事当事者の息子、娘及び卑属
 - c) 被疑者、被告人又は民事当事者の兄弟及び姉妹
 - d) 被疑者、被告人又は民事当事者の義理の兄弟及び義理の姉妹
 - e) 被疑者、被告人又は民事当事者の夫又は妻(すでに離婚している場合を含む)
 - f) 14歳未満の子供
3. 共同捜査判事は、証人が被疑者又は民事当事者との間で上記本条(2)に定める関係性を有するか否かを判断するため、すべての証人に対して質問をする。第一審裁判部の裁判長は、すべての証人との関係で、当該証人が被告人又は民事当事者との間で上記本条(2)に定める関係性を有するか否かを判断する。
4. 共同捜査判事及び裁判部は、第28条に定める場合を除き、いかなる者であっても、自らの刑事責任の証拠が存在する者を証人として召喚してはならない。

第25条 尋問の記録

(2008年2月1日改定)

1. 共同検察官又は共同捜査判事が容疑者又は被疑者の取調べを行う場合、当該尋問は、書面化による記録に加え、次に定める手続に従い可能な限り音声又は映像で記録する。
 - a) 取調べの対象者に対しては、当該対象者が完全に理解して話す言語を用いて、取調べが音声又は映像で記録されること、及び当該対象者からの異議が事件ファイルに記載されることについて告知する。
 - b) 弁護士立ち会いのもとで取調べを受ける権利を放棄する者がある場合、当該放棄は音声又は映像で記録する。
 - c) 取調べが途中で中断された場合、当該中断の事実及び時間、並びに取調べの再開時間を音声又は映像での記録が終了する前に記録する。
 - d) 取調べ完了時、取調べの対象者に対しては、自らの供述を明確化し、希望に応じて供述を追加する機会を提供する。取調べ完了の時間を記載する。
 - e) 記録のコピーを(又は複数の記録装置を使用した場合には、記録の原本の1部を)取調べ対象者に対して提供する。
 - f) 記録原本又は記録原本の1部は、取調べ対象者(及びその弁護士が立ち会った場合は当該弁護士)の立ち会いのもと、共同検察官又は共同捜査判事及び取調べ対象者(及びその弁護士が立ち会った場合は当該弁護士)の署名により封をする。
 - g) かかる記録は、取調べ書面の真実性について争いが生じた場合に参照することができる。
 - h) 音声又は映像による記録の写しは、要求を受けた場合、共同検察官に対して、及び(弁護士を通じて)他の当事者に対して提供する。
2. 状況により音声又は映像による記録を行うことができない場合は、かかる記録を行うことなく取調べをすることができる。この場合、尋問の記録がない理由を書面

に記載し、取調べ対象者に対しては、その供述書の写しを交付する。かかる供述については、取調べに関する記録書面に記載したうえで、取調べ対象者の署名又は指印を得なければならない。

3. 取調べ対象者が取調べに関する記録書面に署名又は指印することを拒否した場合、かかる拒否については拒否理由（判明している場合）と共に事件ファイルに記載する。
4. 共同検察官又は共同捜査判事は、上記で言及した以外の者を対象に取調べを行う場合、とりわけ、本条の手続を用いることで証拠を提供する性的暴行の被害者、子供、高齢者又は障害者の二次的なトラウマを軽減するのに役立つときには、かかる手続に従うことを選択できる。
5. 裁判部は、いかなる者についても、当該法廷に出廷させて尋問する場合には本条の手続を適用するよう命令することができる。

第26条 音声又はビデオリンク技術を用いた証言の中継

1. 証人又は専門家が司法捜査又は審理で証言する場合は、可能な限り本人が行わなければならない。ただし、共同捜査判事及び裁判部は、証人に音声又は映像技術を用いて証言させることができる。ただし、かかる技術により、証人の証言時に、証人が共同捜査判事又は裁判部及び両当事者から尋問を受けられることを条件とする。この技術は、証人が著しく害される場合、又は防御権が害される場合には用いてはならない。
2. その他の点について、本条に基づく証人尋問は本内部規則に従って行わなければならない。

第27条 聾啞者

聾啞者に尋問する場合は、共同捜査判事又は裁判部の書記官が質問を書き出し、尋問の対象者に対し質問を読んだうえで書面により回答するように求めなければならない。当該対象者が読み書きすることができない場合、書記官は、当該聾啞者と正しく意思疎通できる者を召喚できる。その者は、本内部規則に従い宣誓又は確約を行わなければならない。

第28条 証人の自己負罪拒否特権

1. 証人は、自らの犯罪が有罪となるおそれのある供述を拒否することができる。自己負罪拒否特権は、共同検察官による予備的捜査、共同捜査判事による捜査及び裁判部における裁判を含むあらゆる訴訟段階において適用される。
2. 証人が自らの自己負罪拒否特権を告知されていない場合、共同検察官、共同捜査判事又は裁判部は、尋問又は証言の前にこの権利について証人に告知する。
3. 共同捜査判事又は裁判部が証人には質問に応える義務があると判断する場合、可能な場合は事前に、質問の回答として提供される当該証言については、次に定めるように取り扱う旨を証人に保証することができる。
 - a) 秘密性が保持され、一般には公開されない。
 - b) 直接又は間接を問わず、後のECCCによる訴追において当該証人にとって不利に利用されない。
4. 共同捜査判事又は裁判部は、かかる保証を行う前に、当該特定の証人に対して当該保証を付与すべきか否かについて共同検察官に意見を求める。

5. 証人に回答を求めるか否かを判断するにあたり、共同捜査判事又は裁判部は、次に定める事項について検討する。
 - a) 予期される証言の重要性
 - b) 当該証人が固有の証言を提供するか否か
 - c) 当該証人が質問に回答することにより認めることになりうる犯罪の性質（判明している場合）
 - d) 特定の状況においては、証人に提供される保護が十分であるか否か
6. 共同捜査判事又は裁判部が保証を証人に付与することが適切ではないと判断した場合、両者は、当該質問への回答を証人に義務付けてはならないが、その他の事項については引き続き証人に質問できる。
7. かかる保証を効果的に行うため、共同捜査判事又は裁判部は、必要に応じて次の行為を行うことができる。
 - a) 証人の証言は、非公開で行うよう命令する。
 - b) 証人の身元及び証言内容を外部に漏らさないよう命令し、当該命令に対する違反があった場合には、第 35 条から第 38 条に基づく処罰が加えられる旨を記載する。
 - c) とりわけ、出席した当事者及びその法廷代理人に対して本条に基づく命令に違反した場合の結果について告知する。
 - d) 裁判の記録を封緘するよう命令する。
 - e) 第 29 条で定める保護措置を講じ、証人の身元及び証言内容が外部に漏れないことを確約する。
8. 証人の証言が証人の自己負罪拒否特権について問題を生じさせるおそれがあると当事者が知る場合、又は証人自身が当該問題を提起する場合、証人の事情聴取は、非公開で行うことを要求するとともに、証言前にその旨を共同捜査判事又は裁判部に知らせなければならない。共同捜査判事又は裁判部は、当該証人の証言の全部又は一部について本条（7）に定める手段を講じることができる。
9. 裁判を進めるなかで自己負罪拒否特権の問題が生じた場合、共同捜査判事又は裁判部は、当該証人が当該権利を放棄した場合を除き、証人尋問を中断させ、当該証人の弁護人を選任する。かかる権利放棄は、第 25 条に従い記録する。

第 29 条 保護措置

（2008 年 2 月 1 日、2008 年 9 月 5 日、2009 年 3 月 6 日、2009 年 9 月 11 日及び 2010 年 9 月 17 日に改定）

1. ECCC は、裁判に参加した被害者が告訴人、民事当事者又は証人のいずれの立場で参加したかを問わず、安心及び安全に関する補足協定及び関連の通達に定めるとおりの保護を受けることを確約する。
2. 共同捜査判事又は裁判部が命令を発するとき、又は ECCC 内のその他の事務所がその業務を遂行するときには、被害者及び証人に必要な事項を考慮して行わなければならない。とりわけ、これらの事務所が被害者、証人、告訴人又は民事当事者と連絡を取る必要があるが、直接の連絡が当該対象者の生命又は生活を危険に陥れるおそれがある場合には、必要に応じてその弁護人又は被害者団体と連絡を取ることができる。
3. 共同捜査判事及び裁判部は、職権で又は要求を受けて、被害者支援部又は証人支援ユニット若しくは専門家支援ユニットとの協議を経た後に、出廷することにより

自己、その家族又は近親者の生命又は健康を重大な危険に晒すこととなる被害者及び証人を保護するための適切な措置を講じるよう命令を発することができる。共同捜査判事又は裁判部は、この危険について当該事件ファイルに記載がある場合、職権でかかる命令を発することができる。被害者の保護措置は、起訴確定後 15 日以内に要求する。証人の保護措置は、第 80 条で言及する証人リストの提出日に遅れることなく要求する。特段の事情がある場合、裁判部は期限延長を検討することができる。

4. この点において、共同捜査判事及び裁判部は、根拠を示したうえで、対象者の身元を保護するために以下の事項を含む措置を講じるべき旨の命令を発することができる。
 - a) 対象者の連絡先として、対象者の弁護士若しくは所属する被害者団体又は必要に応じて ECCC の住所を公表すること。
 - b) 保護対象者に言及する場合には、偽名を用いること。
 - c) 対象者の供述を記録する際に、当該事件ファイルに記載された対象者の身元を記録しないことを許可すること。
 - d) 被疑者又は被告人が対象者との対面を要求した場合には、遠隔参加ができるか、対象者の声又は身体的特徴を隠すことのできる技術の使用が認められること。
 - e) 弁論公開原則の例外として、第一審裁判部が非公開で裁判の一部を行うか、電子的又はその他の特別な手段による証拠の提示を許可できること。
5. この場合、対象者からの要求及びその身元は、当該事件ファイルとは別の極秘情報として登録する。本条の規定に基づく便益を享受した者の身元又は住所を漏えいした場合は、カンボジア法に基づき刑罰に処せられる。
6. 上記第 29 条 (4) (c) に定める条件のもとで得られた供述のみに基づいて被告人に有罪判決を下してはならない。
7. 共同捜査判事及び裁判部は、必要に応じて、本内部規則に定める適切な司法上の保証、又は被害者若しくは証人がカンボジア国内外で安全に居住するための身体的保護を命じることができる。
8. 本条 (4) に基づき共同捜査判事が発した決定に対する異議申立ては、第 74 条の定めるところにより公判前裁判部に対して行う。第一審裁判部の判決に対する上訴は、第 104 条 (4) の定めるところにより最高審裁判部に対して行う。
9. 本条に定める保護措置に関する決定に対して異議申立てがなされた場合であっても、当該決定の効果は中断されない。ただし、当該措置を解除する決定である場合は、この限りでない。

第 30 条 通訳人

必要がある場合、共同検察官、共同捜査判事及び裁判部は通訳人を用いる。すべての証人又は当事者も、必要がある場合、通訳人の利用を要求できる。各通訳人は、自らの宗教又は信条に従い誠実に、かつ最善を尽くして通訳し、かつその秘密を保持する旨を宣誓又は確約する。通訳人は、ECCC の判事、共同検察官、司法警察員、捜査員、当事者又は証人の中から選任してはならない。

第31条 専門家

(2010年9月17日改定)

1. ECCCにおいて何らかの問題の捜査又は訴訟を行うにあたり必要と思われる場合、共同捜査判事又は裁判部は、専門家に意見を求めることができる。
2. 選任を承諾した専門家は、自らの宗教又は信条に従い誠実に、かつ最善を尽くして共同捜査判事又は裁判部を支援し、かつその秘密を保持する旨を宣誓又は確約する。
3. 専門家の選任は、共同捜査判事又は裁判部の命令により行われる。当該命令には、当該専門家の正確な職務内容及び当該職務の期間を記載する。専門家の職務遂行のために必要がある場合、共同捜査判事又は裁判部は、事件ファイルに含まれる証拠の全部又は一部を当該専門家に閲覧させなければならない。ただし、かかる閲覧によって被害者又は証人に危害が及ぶ又は第29条に基づく保護措置に反する場合には、この限りでない。かかる閲覧が許可される場合、当該専門家は、証拠の封（ある場合）を解くことができる。専門家がその職務を遂行するために証拠に変更又は損傷を加える必要がある場合、当該専門家は、共同捜査判事又は裁判部にその旨を通知したうえで、当該行為を行うための許可を得なければならない。
4. 専門家は、共同捜査判事又は裁判部（それぞれの場合に応じて）の監督下において自らの職務を遂行する。専門家は、（何らかの困難が生じた場合は特に）共同捜査判事又は裁判部に職務の進捗状況を知らせておかななければならない。
5. 専門家が共同捜査判事又は裁判部により定められた期限を守らない場合、共同捜査判事又は裁判部は、必要に応じて、当該専門家に代わる新たな専門家を選任するか、当該期限を延長することができる。
6. 職務の遂行に必要な場合、専門家は、共同捜査判事又は裁判部による証人、被疑者、被告人又は民事当事者への尋問に参加することができる。共同捜査判事又は裁判部は、必要に応じて、専門家から証人、被疑者、被告人又は民事当事者に対して、弁護人の立ち会いの下で直接尋問させることができる。当該専門家が被疑者、被告人又は民事当事者を検査するために選任された医師である場合、当該検査は、弁護人の立ち会いがない場合であっても行うことができる。
7. 専門家は、自らの職務完了時に報告書を作成する。当該報告書には、当該専門家が行った作業及びその結果について明確かつ詳細に記載したうえで、日付及び自らの署名を付すものとする。専門家が自らの職務を遂行するために証拠の封を解いた場合、当該専門家は、開封の事実についても報告書に記載する。
8. 専門家は、共同捜査判事又は裁判部に対して当該報告書を提出し、かつ職務に用いるために受領したすべての証拠を返却する。共同捜査判事又は裁判部は、事件ファイル又は裁判記録に当該報告書を追加する。証拠の封が解かれている場合、共同捜査判事又は裁判部は、当該証拠を再度封緘し、この事実に関する注意書きを事件ファイルに記載する。専門家が作業するにあたり何らかの形で証拠に変更又は損傷を加えた場合、当該専門家は、当該変更又は損傷について報告書に詳しく記載する。
9. 状況に照らし必要性が認められる場合、共同捜査判事又は裁判部は、業務遂行のために必要な合理的な人数の専門家を選任できる。この場合において、業務に関する専門家同士の意見に相違が生じたとき、各専門家は、他者の意見に同意しない理由を個別の報告書に記載したうえで自らの意見を記載する。
10. 共同検察官、被疑者、被告人、民事当事者若しくはこれらの弁護人、又は民事当事者の主任共同弁護士は、必要に応じて、共同捜査判事又は裁判部に対し、新たな

検査を行うための追加の専門家、又はすでに専門家が報告した対象を再検査する専門家を選任するよう要求できる。当該要求は、根拠を付し書面で行わなければならない。共同捜査判事又は裁判部は、可及的速やかに、ただしいかなる場合においても捜査若しくは訴訟が終了する前に当該要求の当否について判断する。共同捜査判事がこの要求を却下した場合、当該決定に対する異議申立ては、公判前裁判部に対して行うことができる。

11. ECCC は、共同捜査判事又は裁判部が選任した専門家に対して金銭で報酬を支払う。この報酬の価格は、事務局が定める価格とする。

第 32 条 被疑者又は被告人の身体検査

共同捜査判事又は裁判部は、被疑者又は被告人が身体的及び精神的に裁判を受けられる状態であるか否かを判断するために、又はその他の理由があるか、当事者からの要求があった場合に、専門家から身体検査、精神鑑定又は心理検査を受けるよう命じることができる。当該命令の根拠及び専門家の報告書は、当該事件ファイルに記録する。

第 32 条の 2 被勾留者の死亡原因に関する捜査

(2008 年 2 月 1 日に採択、2009 年 3 月 6 日及び 2011 年 8 月 3 日に改定)

1. 容疑者、被疑者又は被告人が ECCC の拘置所（病院を含む ECCC の勾留施設の内外的いずれの場合も含む）で死亡した場合、共同検察官はその死亡原因を究明する。共同検察官は、原因究明のため、共同検察官が死亡原因究明のために必要と判断した照会事項に加えて、死亡者の検死及び毒物に関する報告を行うよう命令できる。死亡原因が自然死ではないと判断された場合、共同検察官は、カンボジアの通常の裁判制度に属する現地の適切な検察官に当該事件を送致する。
2. 死亡者の親族は、自らの費用負担で医療の専門家を選任し検死を観察させることができる。

第 33 条 法廷助言人の概要書

1. 共同捜査判事又は裁判部は、当該事件について適切な判決を下すために望ましいと考える場合、訴訟の任意の段階において、団体又は個人を何らかの問題に関する法廷助言人として招致し、又は法廷助言人の概要書を書面で提出することを許可できる。当該共同捜査判事及び裁判部は、当該概要書の提出期限（ある場合）を決定する。
2. 本条に基づく概要書は、共同捜査判事又は裁判部の書記官に対して提出する。当該書記官は、相手方当事者の共同検察官及び弁護人にその写しを交付して、防御の猶予及び機会を与えなければならない。

第 34 条 判事の忌避及び除斥

(2011 年 2 月 23 日改定)

1. 判事は、自らがいずれかの事件との間で現在若しくは過去に個人的若しくは財産的な利害関係を有していた場合、いずれかの事件との間で自らが現在又は過去に自らの独立性に影響を及ぼすおそれのある関係性を客観的に有していた場合、又は偏見を生じさせる関係性を客観的に有していた場合、自らを忌避することができる。自らを忌避する共同捜査判事は、公判前裁判部の裁判長にその旨を通知する。その

他の場合については、対象の判事が、自らが属する法廷にその旨を通知する。対象の判事は、当該裁判手続への参加を直ちに中止する。

2. いずれの当事者も、判事がいずれかの事件との間で現在若しくは過去に個人的若しくは財産的な利害関係を有していた場合、いずれかの事件との間で判事が現在又は過去にその独立性に影響を及ぼすおそれのある関係性を客観的に有していた場合、又は偏見を生じさせる関係性を客観的に有していた場合、当該判事は不適格であるとして除斥を申し立てることができる。
3. 判事の除斥申立てを行う当事者は、その根拠を明確に示したうえで、補強証拠を提供する。当該申立ては、当該当事者が当該根拠を知った後可及的速やかに行うものとする。
4. 除斥申立てが認められるためには、申立てが次に定める要件を満たしていなければならない。
 - a) 捜査終結命令前は、共同捜査判事に対して申し立てること。
 - b) 特定事件の最終的な決定前は、公判前裁判部の判事に対して申し立てること。
 - c) 審理開始前に生じた事由に関連する場合は少なくとも尋問が開始される前に、又は審理中に生じた事由若しくは審理前に当事者が知らなかった事由に関連する場合は当該事件の結審前に、第一審裁判部の判事に対して申し立てること。
 - d) 上訴審以前に生じた事由に関連する場合は少なくとも上訴審の開始時に、又は上訴審中に生じた事由若しくは上訴審開始前に当事者が知らなかった事由に関連する場合は当該上訴審の結審前に、最高審裁判部の判事に対して申し立てること。
5. 共同捜査判事の除斥申立ては、公判前裁判部に対して行う。その他の場合については、申立ての対象となった判事が属する法廷に対して申立てを行う。対象の判事は、除斥に関する判断を保留したまま、引き続き当該裁判手続に参加できる。ただし、当該判事は、その後の訴訟のいずれの時点においても自主的に辞退することができる。
6. 裁判の担当判事は、申立ての当否を判断する目的においてのみ、当該法廷で補欠判事と交代する。除斥申立てが複数なされたため申立てに関する聴聞の裁判を開くことができない場合、裁判所運営委員会は、ECCCの判事の中から追加の判事を選任する。
7. 当該判事は、裁判長を通じて申立書を受理してから10日以内に、法廷に陳述書を提出することができる。当該法廷の判事は、判事の除斥申立て及び当該判事による陳述書について検討し、除斥対象の判事及び申立人に立ち合わせることなく当該問題について採決し、書面にて決定を下す。
8. かかる申立てに関する聴聞は、必要な場合、遠隔手段によって行うことができる。法廷の命令は、裁判所書記官から当事者及び対象の判事に通知される。当該命令に対しては、異議を申し立てることができない。
9. 除斥申立てに関する決定以前になされた行為は、有効とみなす。
10. 法廷が判事の除斥を決定した場合、補欠判事を除斥対象の判事の補欠に選任する。複数の判事が除斥されたため裁判を行う補欠判事が不足する場合、ECCC法（新）第10条及び（新）第11条並びに協定第3条の規定に従い新たな判事を選任することができる。申立てが却下された場合、以後、同一の根拠に基づく申立てを行うこ

とは認められない。ただし、最初の決定がなされた後に同一の根拠事由が再度生じた場合は、この限りでない。

11. 必要な多数が得られなかった場合、当該申立てを却下することを当該法廷の決定とする。

第 35 条 司法妨害

(2009 年 3 月 6 日改定)

1. ECCC は、知りながら故意に司法妨害を行った者を刑罰に処すか、適切な機関に付託することができる。対象には、次に定める者が含まれる。
 - a) 共同捜査判事又は裁判部の命令に違反して情報を漏えいした者
 - b) 正当な理由なく、出廷又は書類その他の証拠の提出を命じる共同捜査判事又は裁判部の命令に応じなかった者
 - c) ECCC で扱う事件に関する書類、証拠品又はその他の証拠を破壊又はその他何らかの方法により改ざんした者
 - d) 共同捜査判事又は裁判部が執り行う訴訟において、現在若しくは過去に証言した者、又は証言をする可能性のある者に対して、脅迫、威迫、身体への加害、又は賄賂の提供その他の方法で妨害を行った者
 - e) 他人に共同捜査判事又は裁判部の命令に違反させることを意図して当該他人に対し脅迫、威迫、賄賂の提供その他の方法で強制を行った者
 - f) 知りながら、被疑者又は被告人が ECCC の管轄権から逃走することを支援した者
 - g) 上記の行為のいずれかの行為について教唆を行ったか、未遂となった者
2. いずれかの者が上記本条 (1) に定める行為のいずれかを犯したと信ずるに足りる理由がある場合は、共同捜査判事又は裁判部は次に定める手続を行うことができる。
 - a) 直ちに当該問題に対処する。
 - b) 手続を開始するための十分な根拠があるか否かを確認するために、さらなる捜査を実施する。
 - c) カンボジア王国又は国連の適切な機関に当該問題を付託する。
3. 本条に基づく手続の適用を受ける者は、第 11 条及び弁護支援部の内規に定める法的支援を受けることができる。
4. 本条 (1) に定める行為を犯したと判断される者に科す刑罰については、カンボジア法を適用する。
5. 弁護人が本条 (1) に定める行為を犯したと判断される場合、当該判断を下した共同捜査判事又は裁判部は、当該行為が第 38 条に定める弁護人の不正行為に該当するか否かについても判断することができる。
6. 本条に基づく判断に対する異議申立ては、必要に応じて公判前裁判部又は最高審裁判部に対して行う。公判前裁判部に対する異議申立ての通知は、必要に応じて当該判断又は判断に関する通知日から 15 日以内に提出する。最高審裁判部に対する異議申立ては、第 105 条 (2) 及び第 107 条 (1) に従って提出する。

第 36 条 厳粛な宣誓下における虚偽の証言

1. 共同捜査判事又は裁判部は、自らの意思に基づき、又は当事者の要求を受けて、証人は真実を述べる義務を負うこと、真実を述べなかった場合にどのような処罰が科せられるかについて、証人に忠告できる。

2. 共同捜査判事又は裁判部において、証人が知りながら故意に虚偽の証言を行ったと信ずるに足りる理由がある場合、必要に応じて第 35 条 (2) に定める手続を行うことができる。
3. 厳正な宣誓下において虚偽の証言を行ったと判断される者に科す刑罰については、カンボジア法を適用する。

第 37 条 訴訟の妨害

1. 裁判部がいずれかの者により訴訟が妨害されていると考える場合、裁判部は、最初に警告を発する。引き続き妨害が行われる場合、裁判部は、訴訟を妨害する者に対して退廷を命じるか、法廷若しくは ECCC の施設から退出させることができ、妨害が繰り返される場合は、その者を当該訴訟に参加させない旨の命令を発することができる。
2. 被告人が裁判部の訴訟を妨害する場合、裁判部は、当該被告人を法廷から退出させる旨の命令を発し、可能な場合には、有線方式のテレビを通じて審理を観察させることができる。この場合、被告人はいつでも、自らの弁護人と電話で連絡を取り続けることができる。裁判部は、審理の公共放送の中断及びその他公正かつ迅速な訴訟を行うために必要と判断する手段を命じることもできる。
3. 当該妨害が裁判部の口頭又は書面による指示に対する違反として意図的に行われている場合で、かつ当該指示が指示に対する違反時における刑罰に関する忠告と共に発せられている場合、当該問題を取り扱う裁判部は、自らが適切と判断する期間、当該妨害者を訴訟から排除するか、当該妨害が性質上深刻であるときには、本条 (5) に定めるところにより適切な処置を講じることができる。
4. 妨害を行っている者が ECCC 職員である場合、当該問題を取り扱う裁判部は、自らが適切と判断する期間、当該妨害者を ECCC から排除する命令を発することもできる。当該決定を行った場合、直ちに事務局の局長及び副局長に通知する。
5. 訴訟を妨害したと判断される者に科す刑罰については、カンボジア法を適用する。
6. 当該妨害者に対しては、刑罰を科す前に弁明の機会を与えられる。

第 38 条 弁護人の不正行為

1. 共同捜査判事又は裁判部は、弁護人の行為が（共同捜査判事又は裁判部の意見によれば）攻撃的若しくは侮辱的である、訴訟の妨害にあたる、手続の悪用に該当する、又はその他の理由に基づき協定第 21 条 (3) に違反すると判断する場合、当該弁護人に対して、警告をした後に刑罰を科すか、立ち会いを拒否することができる。
2. 共同捜査判事又は裁判部は、当該不正行為について適切な専門機関に付託することもできる。
3. ECCC で業務を行う外国人弁護士がカンボジア弁護士会から懲戒処分を受けた場合、当該外国人弁護士は、カンボジア弁護士会の決定に関する通知を受領後 15 日以内に公判前裁判部に対して異議申立てを行うことができる。かかる異議申立てが行われた場合、公判前裁判部が別段の判断を行わない限り、処分の効果は中断される。公判前裁判部の決定に対しては、異議を申し立てることができない。
4. 当該懲戒処分の結果として ECCC で業務を行うことにつき承認を受けた弁護人のリストから削除された場合、当該弁護人は、事務局内の適切な部署に関連資料を提出し、引き続き弁護活動が行われることを確保する。

第 39 条 書類提出の期限及び条件

(2009 年 9 月 11 日改定)

1. 適用法, 本内部規則, 適用される通達, 及び (必要に応じて) 判事の決定において定められた期限は, 尊重されなければならない。期限を遵守しなかった場合には, 本条に従い当該行為は無効とする。
2. 本内部規則に別段の定めがある場合を除き, また適用される通達を遵守したうえで, 判事は, 当該事案の状況 (とりわけ被疑者又は被告人が勾留されているか否か) を考慮して弁明の申立て又は要求若しくは異議申立てに関する提出物及び書類に関する期限を設定できる。
3. 別段の定めがある場合を除き, 本内部規則に定めるすべての期限は, 当該期限最終日のカンボジア時刻の真夜中の午前 0 時に期限切れとなる。期限が土曜, 日曜又はカンボジアの祝日に切れる場合, 当該期限は自動的に翌営業日まで延期される。
4. 共同捜査判事又は裁判部は, 当該当事者の要求を受け, 又は職権で, 次に定める処分を行うことができる。
 - a) 自らが設定した期限を延長する。
 - b) 適切と思われることを条件として, 本内部規則に定める期限が過ぎた後に行われた行為の有効性を認める。
5. 第 71 条又は第 72 条に従い共同検察官又は共同捜査判事の意見の相違が記録された場合, 合意が形成されるか, 当該 30 日間を終了するか, 必要に応じて公判前裁判が係属し当該紛争に関する判断が下されるまで期限の適用は中断される。
6. 告訴状, 要求書及び弁明書などの ECCC に提出する書類は, それぞれの場合に応じ, 適用法, 本内部規則, 適用される通達, 及び (必要に応じて) 判事の決定に従って共同検察官事務所, 共同捜査判事事務所又は裁判部の書記官に対して提出する。

第 40 条 署名

本内部規則に基づき対象者の署名が義務付けられるすべての事件において, 当該対象者が署名をすることができない場合, 指印を署名に代えることができる。

第 41 条 召喚

(2008 年 2 月 1 日, 2009 年 3 月 6 日及び 2010 年 9 月 17 日に改定)

1. 召喚とは, いずれかの者に対し, ECCC への出廷を命じることをいう。召喚状は容疑者, 被疑者若しくは被告人又は民事当事者若しくは証人に対して発付される。召喚状には, 対象者がいずれの立場で召喚されたかを記載する。
2. 本内部規則に別段の定めがある場合を除き, 召喚状送達から ECCC 出廷日までの期間は, 5 日以上空けなければならない。ただし, 当該召喚が被勾留者に関するものである場合, 捜査員若しくは共同捜査判事が現場で証人に質問を行う場合, 又はその他特段の事情がある場合には, かかる期間は適用されない。
3. 召喚状はすべて, 書記官, 司法警察員又は権限のあるその他の ECCC 職員が把握している最後の住所に宛て, 適切な手段を用いて送達される。被勾留者は, 勾留施設の施設長を通じて召喚される。召喚状の送達は, 送達報告書に記載しなければならない。当該記録は, 送達の手段, 日時及び場所並びにその他の関連状況を記載したうえで, 送達員の署名を付して事件ファイルに追加される。
4. 召喚状の送達を依頼された者は, 受領証を取得するために, 依頼に従い, また最善を尽くすものとする。この受領証は, 送達報告書に添付する。

5. 審理開始段階またその後は、民事当事者は、民事当事者の主任共同弁護士を通じて召喚することができる。

第 42 条 逮捕令状

容疑者、被疑者又は被告人に対する逮捕令状は、対象者がカンボジア王国の領土内又は領土外のいずれにいても発付できる。必要である場合、有効な仕組みの支援を受けて国外を対象とする逮捕令状を発付することができる。

第 43 条 勾留命令

共同捜査判事又は裁判部は、同一の者に対して仮拘禁命令が発付されている場合、ECCC の勾留施設の施設長に対してのみ勾留命令を発付できる。

第 44 条 逮捕勾留命令

1. 逃亡している、居住地が分からない、又はカンボジア王国の領土外にいる被疑者又は被告人に対しては、逮捕勾留命令を発付できる。必要である場合、有効な仕組みの支援を受けて国外を対象とする命令を発することができる。
共同検察官は、逮捕勾留命令についての情報伝達を確実に行わなければならない。
2. 共同捜査判事又は裁判部は、逮捕勾留命令を発する前に共同検察官に対して意見を求めるものとする。この命令には、根拠を付さなければならない。

第 45 条 逮捕勾留に関する召喚及び命令の手続

1. すべての召喚状、逮捕令状、勾留命令及び逮捕勾留命令には、日付を付し、発付機関が署名及び封印をしたうえで次に定める情報を記載する。
 - a) 対象者の氏名、(把握している場合) 生年月日、出身地及び住所並びに特定に役立つその他の情報
 - b) 関連する命令又は罪名に関する説明
 - c) 発付した ECCC の機関
 - d) 必要に応じて、聴聞の場所及び日時
 - e) 対象者が法的支援を受ける権利及び本内部規則に基づくその他の防御権を有するか否かについての説明
2. 逮捕令状、勾留命令及び逮捕勾留命令の執行は、司法警察員が行わなければならない。執行を行う義務を負う司法警察員に対して、令状又は命令状の原本を直ちに交付する。緊急時には、いかなる手段によっても司法警察員に当該令状又は命令について通知することができるが、当該司法警察員には、48 時間以内にその原本を交付する。
3. 司法警察員は、午前 6 時以前又は午後 6 時以降には、対象者の住居に立ち入ってはならない。司法警察員は、自らの職務執行に困難が生じた場合、共同捜査判事又は裁判部に知らせる。
4. 状況により、当該対象者を逮捕後直ちに令状発付機関まで連行できない場合、当該対象者を勾留し、可及的速やかに共同捜査判事又は裁判部に引き渡すものとする。この場合、共同検察官への送致と、共同捜査判事又は裁判部への送致は同一の行為として扱われ、第 51 条の規定が適用される。共同捜査判事は、第 63 条の定めに従い、対象者を仮拘禁するか否かについて決定する。
5. 逮捕勾留命令に基づき逮捕された者が身体を拘束された場合、当該拘束期間は、仮拘禁の期間に算入される。

6. ECCC の勾留施設の施設長は、すべての勾留命令状及び逮捕勾留命令状の認証謄本を保管する。

第 46 条 命令通知

(2010 年 9 月 17 日改定)

1. 共同捜査判事又は裁判部が何らかの命令を行った場合、書記官、司法警察員又は権限を付与された ECCC 職員は、当事者又はその弁護人（いる場合）に対し、適切な手段により口頭で又は判明している最後の住所に宛ててその旨を通知する。被勾留者に対しては、口頭で又は勾留施設の施設長を通じて通知する。
2. 通知が口頭で行われた場合、書記官は、命令状の余白に日付を記載し、通知対象者が当該命令状に署名する。すべての事件において、通知は報告書に記録しなければならない。当該記録は、通知の手段、送達の日時及び場所並びにその他の関連状況を記載したうえで、通知者の署名を付して事件ファイルに追加する。
3. 命令の通知を依頼された者は、受領証を取得するために、依頼に従い、また最善を尽くさなければならない。この受領証は、通知報告書に添付する。
4. 審理開始段階及びその後は、民事当事者の主任共同弁護士に対しても命令の通知を交付する。

第 47 条 命令通知の形式

命令通知には、少なくとも次に定める情報を記載する。

- a) 通知対象者の氏名、生年月日、出身地及び住所
- b) 関連する命令の説明
- c) 発付した ECCC の機関

第 48 条 手続上の瑕疵

捜査又は訴訟手続は、手続上の瑕疵を理由として無効とすることができるが、当該瑕疵が申立て当事者の権利を侵害している場合に限る。

B - 起訴

第 49 条 公訴提起

1. ECCC の裁判管轄においては、共同検察官のみが自らの裁量又は告訴に基づいて犯罪の起訴を行うことができる。
2. 共同検察官は、ECCC の管轄に属する犯罪が行われたと主張する告訴状又は情報をすべて受理し、検討する。実行が疑われる当該犯罪を目撃したか、その被害者である者、又は実行が疑われる当該犯罪について知っている者は、個人、組織又はその他いかなる情報提供者であっても、その告訴状又は情報を共同検察官に提出できる。
3. 本条に基づき告訴状を提出する場合、弁護人又は被害者団体が被害者を代理して作成又は提出することができる。告訴状の写しは、すべて事務局で保管し、必要に応じて ECCC 内で使用されている言語に翻訳できる。
4. かかる告訴状によって自動的に刑事訴追が開始されるものではない。共同検察官は、自らの裁量で告訴を却下するか、進行中の予備的捜査に告訴を併合するか、新たに予備的捜査を行うか、又は告訴を共同捜査判事に直接送致するかを決定する。

共同検察官は、告訴人に対して可及的速やかに、ただしいかなる場合であっても当該告訴がなされてから 60 日以内に、当該決定について通知する。

5. 告訴について不起訴とするの決定には、既判力が生じない。共同検察官は、告訴人に通知した事件について、可及的速やかに、ただしいかなる場合であっても決定から 30 日以内であれば、いつでも自らの決定を変更できる。

第 50 条 予備的捜査

1. 共同検察官は、ECCC の管轄に属する犯罪が行われたことが証拠により示されているかを判断し、容疑者及び潜在的証人を特定する目的で予備的捜査を行うことができる。
2. 予備的捜査は、共同検察官からの要求があった場合にのみ司法警察員又は ECCC の捜査員が行うことができる。司法警察員及び捜査員は、午前 6 時から午後 6 時までの間に限り、かつ共同検察官からの命令状及び対象建物の所有者若しくは占有者からの承諾を得たうえで、書類などの関連証拠を捜索及び収集することができる。この承諾は、手書きの書面で行う。所有者又は占有者が文字を書くことができない場合、司法警察員又は捜査員は、当該事実を自らの報告書に記録する。
3. 建物の所有者又は占有者が不在であるか、立ち入りを拒否する場合、共同検察官は、公判前裁判部の裁判長に対して捜索の許可を求めることができる。裁判長は、根拠を付して当該決定を書面化し、当該事件ファイルに追加する。緊急を要し、かつ許可状を直ちに交付することが確実に不可能である場合、許可を口頭で行った後、48 時間以内に書面で確認することができる。捜索は、建物の所有者又は占有者の立ち会いのもとで行わなければならない。これが不可能な場合には、共同検察官が選任した 2 名の立会人に同席させて行う。この立会人は、当該捜査に関与する捜査員又は司法警察員であってはならない。
4. 共同検察官からの要求がある場合、司法警察員又は捜査員は、捜査対象の事件に関して関連情報を提供する者を出頭させ、取り調べることができる。
5. 共同検察官は、書類、帳簿、文書及びその他の物品など予備的捜査の間に押収したすべての物品に関する目録を作成し、当該目録の写し 1 部を当該押収の対象者に対して交付する。証明力がない押収品は、予備的捜査の終了時に遅滞することなく返却する。

第 51 条 警察留置場

1. 取調べの必要がある場合、共同検察官は、ECCC の管轄内で実行犯又は共犯として犯罪に関わった疑いのある者を警察留置所に連行するよう司法警察員に命じることができる。対象者には、留置の根拠及び第 21 条 (1) (d) に基づく権利を告知する。対象者は、可能な限り、ECCC の勾留ユニット施設に留置する。
2. 警察留置命令は、書面化したうえで共同検察官の署名を付し、可能な限り、当該容疑者に対して送達する。緊急を要する状況を理由として上記を履践することができない場合、共同検察官が口頭で命令を発することができる。ただし、その後可及的速やかに書面化しなければならない。
3. 共同検察官は、容疑者の逮捕時から 48 時間を限度として警察留置を命じることができる。この 48 時間の終了時に、共同検察官は、書面により理由を示してその後 24 時間の期間延長を命じることができる。
4. 容疑者は、可及的速やかに共同検察官のもとに連行する。逮捕場所と ECCC の間の移動手段が少ないか、場所が離れているために上記の連行が不可能である場合、

共同検察官は、容疑者を移送するための期間を追加で付与することができる。遅延の理由は、最終報告書に記録する。

5. 容疑者は、自らが選任する弁護人との面会を要求することができる。選任された弁護人には、あらゆる手段を尽くしてこの要求を直ちに通知する。容疑者は、共同検察官へ引き渡される前に、選任した弁護人又は（これが不可能であった場合には）弁護支援部が提供した弁護人に 30 分を上限として面会することができる。上記の弁護人は、警察で留置されている期間中、留置所の管理上の規則に従うことを条件として、立ち会いを行う権利を有する。
6. 共同検察官はいつでも、容疑者の検査を行うことを医師に依頼することができる。当該医師は、これ以上の留置に適さない健康上の問題が容疑者にはないかを確認し、その結果を証明しなければならない。
7. 警察での留置期間の終了時に、容疑者は、釈放又は第 57 条に従い共同捜査判事のもとに連行される。
8. 共同検察官は、すべての逮捕に関して次の情報が記載された最終報告書を作成する。
 - a) 警察留置命令を執行した司法警察員の氏名及び役職
 - b) 容疑者の身元
 - c) 警察留置の根拠
 - d) 警察留置の開始日時
 - e) 容疑者の検査を行った医師の氏名（検査が行われた場合）
 - f) 容疑者と面会した弁護人の身元
 - g) 取調べ期間中の取調べ時間及び休憩時間
 - h) 警察留置の終了日時
 - i) 警察留置期間中に生じた事由
 - j) 警察留置期間の終了時の共同検察官の判断
9. 警察留置に関する最終報告は、事件ファイルに添付する。警察留置に関する記録は、事務局が保管する。

第 52 条 通信傍受の禁止

共同検察官は、会話の盗聴及び電話又はファクシミリ若しくはメールアドレス等の電子的手段による通信の傍受又は記録を行う権限を有しない。

第 53 条 捜査開始申請

1. 共同検察官において ECCC の管轄に属する犯罪が行われたと信ずるに足りる理由がある場合、共同検察官は、捜査開始申請書を共同捜査判事に送付して氏名が判明している 1 名以上の対象者又は氏名不詳の対象者に関する司法捜査を開始する。申請書には、次に定める情報を記載するものとする。
 - a) 事実の概要
 - b) 疑われる犯罪の種類
 - c) 当該犯罪の定義及び刑罰を定めた法律の関連規定
 - d) 捜査対象者の氏名（判明している場合）
 - e) 日付及び共同検察官兩名の署名
2. 申請書は、事件ファイル及び共同検察官が所持している証拠力ある資料と共に保管する。これには、共同検察官の認識では無罪を証明する証拠に該当するものも含まれる。

3. 本条（1）に定める手続を履践していない申請は、無効とする。
4. 共同検察官は、自らが現実に覚知している資料によれば容疑者が無罪となるか責任が阻却される可能性が疑われ、又は起訴に用いる証拠の信用性に影響が及ぶと疑われる場合、可及的速やかにその旨を共同捜査判事に開示する。
5. 事務局は、コンピューターで管理する事件ファイル管理システムを用いてこの情報を整理し、写しを1部作成する。
6. 予備的捜査の結果、告訴を不起訴とする決定がなされた場合、関連するすべての告訴人に対して当該決定から30日以内にその旨を通知する。

第54条 共同検察官による情報公開

共同検察官が行った捜査開始、補足捜査及び最終捜査の申請書は、非公開の文書とする。ただし、進行中のECCC訴訟について国民に正しく情報提供する必要性にかんがみ、共同検察官は、当該申請書に含まれる情報の客観的概要を国民に提供できる。ただし、被害者、証人及び当該情報の中で言及されているその他の者の防御権及び利益並びに捜査上の必要性に配慮したうえでこれを行わなければならない。また共同検察官は、直接又は広報部を通じて虚偽又は誤解を招く情報を共同で修正することができる。ただし、当該事件が引き続き予備的捜査の対象となっていることを条件とする。

C - 司法捜査

第55条 捜査に関する一般条項

(2009年3月6日改定)

1. ECCCの裁判管轄内で生じた犯罪に対しては、必ず司法捜査を行わなければならない。
2. 共同捜査判事は、捜査開始申請書又は補足捜査申請書に記載された事実についてのみ捜査する。
3. 共同捜査判事が捜査中に新たな事実を知った場合、共同捜査判事は、その旨を共同検察官に通知する。ただし、当該新たな事実が既存の申請に関する状況を悪化させるに過ぎない場合は、この限りでない。かかる新たな事実が共同検察官に通知された場合、共同捜査判事は、補足捜査申請書を受理しない限りその捜査を行ってはならない。
4. 共同捜査判事は、捜査開始申請書に氏名が記載されている容疑者を起訴する権限を有する。共同捜査判事はまた、捜査開始申請書又は補足捜査申請書で言及された犯罪の遂行について刑事責任を負う可能性があることが明白かつ矛盾のない証拠により示されるその他の者を、その氏名が申請書に記載されていない場合であっても起訴することができる。後者の起訴を行う場合、共同捜査判事は、当該対象者を起訴する前に共同検察官に意見を求めなければならない。
5. 共同捜査判事は、司法捜査を行う際、真実の究明につながる捜査活動を行うことができる。共同捜査判事は、当該証拠が無罪又は有罪のいずれの根拠となるかを問わず、すべての事件において公正な捜査を行わなければならない。この目的において、共同捜査判事は、次に定める処分を行うことができる。
 - a) 容疑者及び被疑者を召喚し質問する、被害者及び証人に事情聴取をしてその供述を記録する、証拠品を押収する、専門家に意見を求める、及び現場検証を行う。

- b) 潜在的証人及びその他の情報提供者に対して安全及び支援を提供するための適切な措置を講じる。
 - c) 外国、国連、その他の政府間組織若しくは非政府組織、又は適切と思われるその他の支援者に情報及び支援を求める。
 - d) 召喚状、逮捕令状、勾留命令及び逮捕勾留命令など、捜査を実施するために必要な命令を発する。
6. 共同捜査判事の書記官は、捜査に関する記録書面などの事件ファイルを保管する。共同検察官及びその他の当事者の弁護人は、ECCCの業務日であればいつでも、ECCCが適切に業務を行うための要件に従うことを条件として、共同捜査判事の書記官の監視のもと当該事件ファイルを検査し、その写しを作成する権利を有する。
7. すべての取調べに関して、記録書面を作成する。記録書面の各ページには、取調べ対象者が内容を読んだ後、対象者の署名又は指印を付さなければならない。必要がある場合、共同捜査判事の書記官は、通訳人の支援を得て当該記録を復唱する。取調べ対象者が記録への署名又は指印を拒否する場合、共同捜査判事の書記官は、その旨を記録に記載する。
8. 共同捜査判事は、有意義であると考えられる場合、捜査のために現場を訪れることができる。共同捜査判事は、書記官を同伴させなければならない。書記官は、当該事件ファイルの記録書面を作成する。共同捜査判事は、当事者の立ち会いが必要な場合、訪問について当該当事者に通知できる。この場合、当事者は、共同捜査判事に対して自らを立ち合わせるよう要求できる。
9. 共同捜査判事は、その捜査に関して司法警察員又はECCCの捜査員による捜査が必要である場合、本内部規則に定めるところによりこれを行うよう要求する捜査嘱託書を発付できる。
10. 共同検察官、被疑者、又は民事当事者は、捜査中いつでも、捜査実施のために有意義と考えられる捜査活動を行う旨の命令を発するか、かかる捜査活動を行うよう共同捜査判事に要求できる。この要求に同意しない場合、共同捜査判事は、可及的速やかに、ただしいかなる場合においても司法捜査が終了する前に却下命令を発しなければならない。当該命令は、却下の理由を記載したうえで、当事者に通知する。当該命令に対しては、異議申立てができる。
11. 共同検察官及び他の当事者の弁護人は、訴訟継続を確保するための合理的な制約を条件として、事件ファイルの原本を参照する権利を有する。

第56条 共同捜査判事による情報公開

1. 当事者の権利及び利益を保護するため、司法捜査を公開してはならない。司法捜査に参加するすべての者は、秘密を保持する。
2. ただし、共同捜査判事は、次の処分を行うことができる。
- a) 広報部を通じて、司法捜査の対象となっている事件に関する情報であって、訴訟に関する情報を国民に公開しておくため又は虚偽若しくは誤解を招く情報を修正するために不可欠であると思われる情報を共同で公開すること。
 - b) 特段の事情がある場合、訴訟当事者に意見を求めた後、また共同捜査判事の厳格な管理のもとで、司法捜査への限定的なアクセス権をメディア又はその他の非当事者に対し共同で付与すること。共同捜査判事が課した条件を遵守しない場合は、第35条から第38条に従って取り扱うものとする。
3. 上記本条(2)で言及する問題に関して共同捜査判事間の意見に相違が生じた場合、第72条に定める意見の相違に関する解決のための手続は履践しない。

第 57 条 起訴内容の告知

1. 共同捜査判事は、最初の出頭時、被疑者の身元を記録し、起訴内容、弁護人依頼権及び黙秘権を被疑者に告知する。被疑者は、取調べを受ける前に弁護人に相談する権利及び取調べが行われている間、弁護人に立ち会わせる権利を有する。被疑者の同意がある場合、共同捜査判事は直ちに供述を記録する。供述の記録書面は、当該事件ファイルに追加される。
2. 被疑者は、勾留されている間、仮拘禁の執行又は手続規定に関して問題を提起する権利を有する。
3. 最初の出頭後、被疑者がその身柄を拘束されない場合、当該被疑者は、その住所を共同捜査判事に知らせなければならない。被疑者に対しては、次に定める情報を告知する。
 - a) 住所に変更が生じた場合には、共同捜査判事に知らせる義務を負うこと。
 - b) 最後の住所に宛ててなされた送達又は通知は、すべて有効とみなされること。
4. この情報は事件ファイルに記録される。

第 58 条 被疑者の取調べ

1. 被疑者に弁護人がある場合、共同捜査判事は、取調べが行われる 5 日以上前に当該弁護人を呼び出すものとする。弁護人は、上記の期間、事件ファイルを参照することができる。
2. 被疑者の取調べは、被疑者が弁護人立会権を放棄した場合を除き、被疑者の弁護人が立ち会っているときにのみ行われる。当該権利放棄については、別途書面に記録し、被疑者の署名を付して事件ファイルに追加する。かかる権利放棄は、第 25 条に従い記録される。ただし、有効な呼び出しを受けたにもかかわらず、弁護人が定められた日時に出頭しなかった場合、共同捜査判事は、弁護支援部に対して第 11 条に定めるリストから一時的に弁護人を指名するよう要求できる。指名された弁護人が合理的な期間、事件ファイルを確認する機会が与えられた場合、以後、共同捜査判事は、当該指名弁護人の立ち会いのもとで被疑者を取り調べることができる。指名弁護人が立ち会った事実については、被疑者が選任した弁護人が立ち会わなかった理由（判明している場合）と共に取調べの記録に記載する。
3. 緊急を要し、かつ被疑者の同意がある場合、共同捜査判事は、弁護人の立ち会いなしで被疑者を取り調べることができる。緊急を要する状況とは、被疑者に死が差し迫っている場合など、弁護人の到着を待っていたのでは、証拠が失われ回復不能となる蓋然性が高い状況をいう。緊急を要した理由については、取調べの記録書面に明確に記載する。
4. 被疑者の取調べを行う予定がある場合、共同捜査判事は、取調べを行う旨を適時に共同検察官に通知する。共同検察官は、取調べに参加し、共同捜査判事の許可を得て被疑者に対して質問することを要求できる。共同捜査判事が質問を不許可とした場合は、その旨を記録書面に記載する。共同捜査判事が被疑者をその他の当事者又は証人と直接対面させる旨の決定をした場合を除き、その他の当事者は、立ち会ってはならない。保護措置に従い、本条 (1) から本条 (3) が対面について併せて適用される。
5. 対面が行われる場合、共同検察官及びその他の当事者の弁護人は、共同捜査判事の許可を得て質問を行うことができる。共同捜査判事が質問を不許可とした場合は、その旨を記録書面に記載する。

6. 被疑者は、取調べ中いつでも、自らを取り調べ、証人に質問し、現場を訪れ、専門家としての助言を請い、又は自らの代わりにその他の証拠を収集することを共同捜査判事に要求できる。この要求は、書面で行い、当該要求を行った事実に基づく理由を記載する。この要求を許可しない場合、共同捜査判事は、可及的速やかに、ただしいなかの場合においても捜査が終了する前に却下命令を発しなければならない。却下命令には、却下をした事実に基づく理由を記載する。被疑者に対しては、却下命令を直ちに通知する。被疑者は、却下命令について、公判前裁判部に対し異議を申し立てることができる。

第 59 条 民事当事者の事情聴取

(2008 年 2 月 1 日改定)

1. 共同捜査判事は、民事当事者に対して事情聴取をすることができる。民事当事者に弁護人がある場合、共同捜査判事は、事情聴取が行われる 5 日以上前に当該弁護人を呼び出すものとする。弁護人は、上記の期間、事件ファイルを参照することができる。
2. 共同捜査判事による民事当事者の事情聴取は、民事当事者が弁護人立会権を放棄した場合を除き、民事当事者の弁護人が立ち会っているときにのみ行われる。当該権利放棄については、別途書面に記録し、民事当事者の署名を付して第 25 条に従い事件ファイルに追加する。ただし、有効な呼び出しを受けたにもかかわらず、弁護人が定められた日時に出頭しなかった場合には、事情聴取を実施することができる。弁護人の不在については、記録書面に記載する。
3. 民事当事者が事情聴取を受けているとき、共同捜査判事が民事当事者をその他の当事者又は証人と直接対面させる旨の決定をした場合を除き、その他の当事者は、立ち会ってはならない。保護措置に従い、本条 (1) 及び本条 (2) が対面について併せて適用される。
4. 対面が行われる場合、共同検察官及びその他の当事者の弁護人は、共同捜査判事の許可を得て質問を行うことができる。共同捜査判事が質問を不許可とした場合は、その旨を記録書面に記載する。
5. 民事当事者は、取調べ中いつでも、自らに事情聴取をし、証人に質問し、現場を訪れ、専門家としての助言を請い、又は自らの代わりにその他の証拠を収集することを共同捜査判事に要求できる。この要求は、書面で行い、当該要求を行った事実に基づく理由を記載する。この要求を許可しない場合、共同捜査判事は、可及的速やかに、ただしいなかの場合においても捜査が終了する前に却下命令を発しなければならない。却下命令には、却下をした事実に基づく理由を記載する。民事当事者に対しては、却下命令を直ちに通知する。却下命令に対して異議を申し立てる場合は、公判前裁判部に対して行うことができる。
6. 捜査嘱託書が発付された場合、ECCC の捜査員もまた、次に定める条件に従い民事当事者の事情聴取を行うことができる。
 - a. 民事当事者が事情聴取を受けることについて明示的に同意していること。この同意については、事情聴取の記録書面に記載する。
 - b. 民事当事者に弁護人がある場合、民事当事者が弁護人の立ち会いを放棄する場合は、上記本条 (2) の定めるところにより別途の記録書面で権利放棄をしなければならない。
 - c. 民事当事者の事情聴取には、その他の当事者を立ち会わせてはならない。

第 60 条 証人の事情聴取

1. 共同捜査判事は、真実の究明に役立つと考えられる任意の者から、第 28 条の規定に従うことのみを条件として、供述を得ることができる。
2. 対面が予定されている場合を除き、共同捜査判事又は代行の共同捜査判事は、被疑者、その他の当事者又はその弁護人に立ち会わせることなく秘密が保持される場所及び手段を用いて参考人の事情聴取を行うことができる。
3. 共同捜査判事から参考人として呼び出しを受けた者は、必ず出頭しなければならない。出頭が拒否された場合、共同捜査判事は、参考人を強制的に出頭させるよう司法警察員に命令を発することができる。この命令には、参考人の身元を記載したうえで、日付及び共同捜査判事の署名を付すものとする。

第 61 条 搜索及び押収

1. 共同捜査判事又は代行の共同捜査判事は、建物の搜索を行うにあたっては、建物の占有者（いる場合）の立ち会いのもと行うべく努力する。これが不可能な場合には、共同捜査判事又は代行の共同捜査判事が選任した 2 名の立会人の同席のもと、施設の搜索を行うことができる。この立会人は、警察官であってはならない。
2. すべての搜索に関して、建物及び（場合に応じて）占有者又は立会人が特定された記録書面を作成する。共同捜査判事又は代行の共同捜査判事、及び占有者又は立会人は、当該記録書面に署名をする。
3. 共同捜査判事又は代行の共同捜査判事は、押収する証拠を封印する前に占有者又は立会人に見せなければならない。押収した証拠については、記録書面を作成し、その目録の詳細を添付する。
4. 共同捜査判事は、押収した証拠を返却しても訴訟手続が害されない場合はいつでも、当事者と協議した後に、押収の対象者に対して当該押収物を返却するよう命じることができる。対象者に対しては、この命令を直ちに通知する。

第 62 条 捜査嘱託書

（2008 年 2 月 1 日改定）

1. 共同捜査判事は、自らの事務所に属する捜査員又は司法警察員に捜査活動を行うことを求める捜査嘱託書を発付できる。ただし、強制処分については、司法警察員のみが執行権限を有する。
2. 捜査嘱託書は、捜査対象を絞ることなく一般的な形式で発付してはならず、また、予定されている捜査活動の性質を明確に特定する。捜査活動は、捜査対象の犯罪（複数の場合を含む）に直接の関連性を有するものでなければならない。共同捜査判事は、捜査嘱託書に従うべき期限を定めるものとする。捜査嘱託書には、共同捜査判事が署名及び日付を付すものとする。共同捜査判事はいつでも捜査嘱託を撤回することができる。
3. 代行の共同捜査判事は、共同捜査判事の監督下で活動し、捜査嘱託書の執行に関する事項に関しては、共同捜査判事に対してのみ報告する。捜査嘱託書の発付を受けた ECCC の捜査員又は司法警察員は、次の定めに従って執行する。
 - a) 司法警察員又は捜査官は、自らの捜査内容及び結果に関する記録書面を作成する。作成は、必要に応じて第 51 条（8）の規定に従い行う。
 - b) 司法警察員又は捜査員は、被疑者に対する取調べを行ってはならない。捜査員は、第 59 条（6）の定めるところにより、民事当事者の事情聴取を行うことができる。

- c) 司法警察員は、共同捜査判事の許可に従って証拠の搜索及び押収を行うことができる。
4. 警察留置に関する第 51 条の規定は、捜査嘱託書の執行についても適用される。この場合、共同捜査判事が共同検察官の権限を行使する。

第 63 条 仮拘禁

(2008 年 2 月 1 日改定)

1.
 - a) 共同捜査判事は、反対の意見を聴いたうえで被疑者の仮拘禁を命じることができる。被疑者に未だに弁護人がない場合、被疑者に対して、第 21 条 (1) (d) の定めるところにより弁護人依頼権についての告知をする。被疑者には、自らの防御の準備を行うための相当な期間が与えられる。共同捜査判事は、聴聞時に共同検察官、被疑者及び被疑者の弁護人に意見を求めなければならない。共同捜査判事は、聴聞の終了時に、仮拘禁に関する判断を行う。仮拘禁命令が発付されなかった場合は、被疑者を釈放する。共同捜査判事は、仮拘禁命令を命じる旨を決定した場合、勾留命令を発付する。
 - b) ただし、被疑者又はその弁護人が防御準備期間を要求する場合、共同捜査判事は、即時の仮拘禁を命じてはならない。この場合共同捜査判事は、理由を付して、いかなる場合でも 7 日間を超えない限定的な期間、被疑者を拘置する旨の決定を行うことができる。被疑者は、この期間内に共同捜査判事のもとに再度出頭しなければならない。共同捜査判事は、上記の規定に基づき、被疑者を支援する弁護人の有無を問わず手続を進める。本項に基づき暫定の勾留期間を命じる場合は、本条 (6)、(7) 及び (8) に基づく仮拘禁の期間を考慮する。
 - c) 被疑者に弁護人がいないか、弁護人が予定の日時に出頭しない場合で、被疑者が弁護人への依頼を望むとき、共同捜査判事は、弁護支援部に対して第 11 条で言及したリストから一時的な弁護人を選任するよう要求できる。
2. 仮拘禁命令を発付する場合には、次に定める要件を満たされなければならない。
 - a) 下記本条 (3) に基づき、勾留の法的根拠及び基礎となる事実を記載する。
 - b) 仮拘禁の最大当初期間（可能性のある期間）を特定する。
 - c) 被疑者への送達時には、被疑者の権利に関する説明を併せて送付する。
3. 共同捜査判事は、次に定める要件が満たされている場合にのみ被疑者の仮拘禁命令を発付できる。
 - a) 対象者が捜査開始申請書又は補足捜査申請書で特定された犯罪（複数の場合を含む）を犯したと信ずるに足りるべき十分な理由があること。
 - b) 共同捜査判事は、次に定める事由のためには仮拘禁が必要であると判断すること。
 - i) 被疑者が証人又は被害者に対して圧力をかけないように防止すること、又は被疑者が ECCC の管轄に属する犯罪の共犯者との間で共謀しないよう防止すること。
 - ii) 証拠を保管し、又は証拠隠滅を防ぐこと、
 - iii) 訴訟中、被疑者が出廷するように確保すること、
 - iv) 被疑者の安全を保護すること、又は
 - v) 公共の秩序を維持すること。

4. 被疑者は、仮拘禁命令について公判前裁判部に対して異議を申し立てることができる。
5. 共同捜査判事の書記官は、被疑者又はその弁護人、並びに共同検察官及び事務局に対して仮拘禁命令の写しを直ちに送達する。
6. 仮拘禁命令は、次に定める要件に従い発付することができる。
 - a) 集団虐殺、戦争犯罪及び人道に反する犯罪は、1年以内。ただし、共同捜査判事は、仮拘禁の期間を1年、延長することができる。
 - b) ECCCの管轄に属するその他のすべての犯罪は、6カ月以内。ただし、共同捜査判事は、仮拘禁の期間を6カ月、延長することができる。
7. 共同捜査判事が仮拘禁の延長に関する決定を行う場合、書面にて行い、当該延長の理由を記載する。期間延長は、共同捜査判事が被疑者及びその弁護人に通知し、共同捜査判事に異議を申し立てるための15日間を付与した後にのみ行われる。この延長命令は、2回を超えて発することはできない。これらの命令に対しては、異議を申し立てることができる。
8. すべての事件において、仮拘禁中の被疑者は、少なくとも4カ月に1度以上、共同捜査判事のもとに直接出頭しなければならない。共同捜査判事は、仮拘禁中の取り扱い及び条件に関して協議する機会を容疑者に付与する。何らかの措置が必要な場合、共同捜査判事は適切な命令を下すことができる。取調べの記録書面は、当該事件ファイルに追加される。

第64条 被疑者の釈放

1. 共同捜査判事は、被疑者の勾留中はいつでも、上記第63条に定める仮拘禁の要件が満たされなくなったときは、職権で又は共同検察官の要求に基づき、被疑者の釈放を命じなければならない。共同捜査判事が職権で当該問題を検討する場合、命令を発付する前に共同検察官に意見を求めなければならない。この命令に対しては、異議を申し立てることができる。
2. 被疑者又はその弁護人は、仮拘禁の期間中はいつでも、共同捜査判事に対して身柄釈放を申し立てることができる。共同捜査判事は、この申立てを受理した後、可及的速やかに共同検察官にその旨を通知する。共同検察官は、5日以内に自らの意見を述べなければならない。第72条(2)の規定に従い、共同捜査判事は、共同検察官から意見を聴取した後5日以内に理由を付して決定する。この決定に対しては、異議を申し立てることができる。
3. 被疑者は、最後に申立てを行った後、自らの環境に変化が生じた場合、釈放を求める以前の申立てに対する最終決定がなされたときから3カ月以上後に新たな申立てを行うことができる。
4. 共同検察官及び被疑者に対しては、被疑者の勾留を解く旨の命令を直ちに通知する。共同検察官及び被疑者に対しては、被疑者の勾留を解かない旨の命令についても直ちに通知する。事務局及び勾留施設の施設長に対しては、勾留の解除が有効となった後、可及的速やかにその旨を通知する。

第65条 保釈命令

1. 共同捜査判事は、職権で又は共同検察官の要求に基づき、引き続き被疑者を勾留しないか、勾留を解いて釈放する旨の命令を発付できる。共同捜査判事は、保釈金による釈放命令を発付することができる。共同捜査判事の命令には、保釈金支払い義務の有無を記載し、訴訟中の被疑者の出廷及び他者の保護を確保するために必要

な条件を課さなければならない。この命令に対しては、異議を申し立てることができる。

2. 被疑者は、納付した財産又は金銭と引き換えに、共同捜査判事の書記官から受領証を受領する。
3. 被疑者及び共同検察官に対しては、保釈命令を直ちに通知する。
4. 共同捜査判事は、職権で、又は共同検察官の要求に基づき、いつでも保釈命令の変更若しくは中断、新たな条件の追加、又は取り消しを行うことができる。被疑者及び共同検察官に対しては、この命令を直ちに通知する。この命令に対しては、異議を申し立てることができる。
5. 被疑者はいつでも、保釈命令の変更若しくは中断、新たな条件の追加、又は取り消しの要求を申し立てることができる。共同捜査判事は、この要求を直ちに共同検察官に送付して意見を求めなければならない。共同検察官は、5日以内の自らの意見を述べなければならない。第72条(2)の規定に従い、共同捜査判事は、共同検察官から意見を聴取した後10日以内に命令を発付する。被疑者及び共同検察官に対しては、この命令を直ちに通知する。
6. 被疑者が当該命令に付加されたいずれかの保釈条件に違反した場合、共同捜査判事は、被疑者に対して警告を発するか、仮拘禁命令を発付できる。この命令に対しては、異議を申し立てることができる。

第66条 司法捜査の終了通知

(2009年9月11日改定)

1. 共同捜査判事は、捜査が終了したと判断した場合、全当事者及びその弁護人にその旨を通知する。この決定は、公開する。当事者は、15日間、捜査活動の続行を求めることができる。当事者は、この期間を権利放棄することができる。
2. 共同捜査判事は、この要求を却下する場合、根拠を付して却下命令を下す。この命令により、以前、捜査中に申立てが行われたが共同捜査判事による裁定が行われていないその他の要求がある場合、かかる要求についても却下となる。
3. すべての当事者は、この却下命令の通知後30日以内に公判前裁判部に対して異議を申し立てることができる。当事者は、自らの弁護人の立ち会いのもと、又は弁護人が正式に呼び出しを受けた場合、異議を申し立てる権利を放棄することができる。
4. 上記の期間が経過した、その権利が放棄された、又は上記の異議申立てが認められた場合(それぞれの場合に応じて)、共同捜査判事は、事件ファイルを直ちに共同検察官に送付する。
5. 捜査が終了したと共同検察官が(共同捜査判事と同様に)判断した場合、共同検察官は理由を付して最終申請書を作成し、共同検察官が当該事件ファイルを受領した日から被害者が勾留されている場合は45日以内に、またその他の場合には3か月以内に事件ファイルを共同捜査判事に対して返却する。共同検察官は、被疑者を起訴して審理を受けさせるか、当該事件を不起訴とするかについて共同捜査判事に要求できる。

第66条の2 司法捜査範囲の限定

(2015年1月16日採択)

1. 公正、有意義かつ迅速な訴訟手続を確保するため、ECCCにおける特定の手続要件を考慮して、共同捜査判事は、捜査終了を通知する際に、捜査開始申請書又は補

足捜査申請書に記載した一定の事実を除外して司法捜査の対象範囲を限定する旨の決定をすることができる。共同捜査判事は、残される事実が捜査開申請及び補足捜査申請の範囲を代表していることを確認する。

2. 司法捜査の範囲を限定する前に、共同捜査判事は、意図する限定の詳細について共同検察官及びその他の当事者の弁護人に通知する。当事者は、15日間の間、申立てを行うことができる。
3. 共同捜査判事は、民事当事者の立場に立ち、また司法捜査に参加する民事当事者制度の参加申請者の権利を考慮して本条（1）に基づく命令の効力を決定する。
4. 本条に基づく決定に対する異議申立ては、第74条に従って行うことができる。
5. 共同捜査判事は、除外された事実について司法捜査を中止する。司法捜査の範囲を限定する旨の決定が確定した場合、本条（1）に従い除外された事実は、当該捜査開始申請書又は補足捜査申請書において捜査対象に指定された者を起訴するための基礎としてはならない。ただし、共同捜査判事及び当事者は、司法捜査の対象から除外された事実に関連する証拠については、当該証拠が残された事実との間で関連性を有する限度で根拠とすることができる。

第67条 共同捜査判事の捜査終結命令

（2008年2月1日及び2010年2月9日に改定）

1. 共同捜査判事は、捜査終結命令を発し、被疑者を起訴するか、事件を不起訴とするかについて示したうえで捜査を終了する。共同捜査判事は、共同検察官の意見には拘束されない。
2. 手続上の瑕疵がある起訴は、無効とする。ただし、起訴状に被告人の身元、重要な事実の説明及び当該事実に対する共同捜査判事の法的評価（関連の刑法条文及び刑事責任の性質を含む）の記載がある場合は、この限りでない。
3. 共同捜査判事は、次に定める状況においては、不起訴命令を発する。
 - a) 対象の行為が、ECCCの管轄に属する犯罪を構成しない場合。
 - b) 行為の実行犯が特定されていない場合。
 - c) 被疑者（複数の場合を含む）に対する十分な証拠がない場合。
4. 捜査終結命令では、当該決定の理由を示さなければならない。捜査終結命令では、特定の行為又は特定の者に関しては事件を起訴しながらも、その他の者については不起訴とすることができる。
5. 共同検察官、被告人及び民事当事者は、直ちに捜査終結命令の発付について知らされ、その写しを交付される。この決定に対する異議申立ては、第74条の定めるところにより行う。民事当事者としての参加申請却下に対する異議申立てが内部規則第23条（5）に従い認められた場合、当該民事当事者は、単一の統合された団体に参加する。却下命令に対する異議申立ての当否が未だに下されていない民事当事者についても同様とする。
6. 捜査終結命令では、共同捜査判事は、封印された物品に関して必要な判断を行わなければならない。共同捜査判事は、この目的において法廷助言人の概要書の提出を許可（又は要請）できる。

第 68 条 仮拘禁命令及び保釈命令への効果

(2008 年 2 月 1 日改定)

1. 捜査終結命令が発付された場合、捜査終結命令に対する異議申立ての期限が経過した時点で仮拘禁命令及び保釈命令は終了する。ただし、共同捜査判事において第 63 条及び第 65 条に基づく仮拘禁又は保釈の要件が継続して満たされていると考える場合、当該捜査終結命令に具体的かつ理由付きで決定内容記載して、被告人が第一審裁判部に出頭するまで被告人を引き続き仮拘禁とし、又は被告人の保釈条件を維持する旨の決定を行うことができる。
2. 起訴決定に対して異議が申し立てられた場合、共同捜査判事がなした勾留命令又は保釈命令の効果は、公判前裁判部が判断を下すまで継続する。公判前裁判部は、4 カ月以内に決定を下さなければならない。
3. いずれの場合においても、共同捜査判事又は公判前裁判部が行った被告人を引き続き仮拘禁とする又は保釈条件を維持する旨の決定は、4 カ月後に失効する。ただし、被告人がこの期間内に第一審裁判部に出頭した場合は、この限りでない。
4. 病気などの特段の事情があるため被告人が自ら裁判部に出頭できない場合、裁判部は、仮拘禁について決定する。ただし、裁判部はまず、適切な音声ビデオ装置を用いるか、勾留場所の被告人に面会して被告人から事情を聴取する。

第 69 条 捜査終結命令後に行う事件ファイルの送付

(2009 年 9 月 11 日、2010 年 2 月 9 日及び 2010 年 9 月 17 日に改定)

1. 捜査終結命令に対して異議が申し立てられた場合、共同捜査判事の書記官は、第 77 条の定めるところにより事件ファイルを公判前裁判部の書記官に送付する。
2. 捜査終結命令に対して異議が申し立てられなかった場合、共同捜査判事は事件ファイルに封をし、次のいずれかを行う。
 - a) 起訴命令が発付された場合、共同捜査判事の書記官は、審理の期日を定めることができるよう事件ファイルを公判前裁判部の書記官に送付する。又は、
 - b) 不起訴命令が発付された場合、事件ファイルは、異議申立て期限を経過した後に保管庫で保管される。
3. 捜査終結命令に対する異議申立ての申立てが行われた場合であっても、第一審裁判部及び民事当事者の主任共同弁護士が事前に裁判の準備をする目的で当該事件ファイルを開覧することは制限されない。

第 70 条 捜査の再開

共同捜査判事の発した不起訴命令が有効となった後に新たな証拠が見つかった場合、共同捜査判事は、共同検察官の主導により司法捜査を再開することができる。

D - 公判前裁判部の手続

第 71 条 共同検察官間の意見の相違に関する解決

1. 共同検察官間の意見に相違がある場合、いずれか一方又は両方で意見相違の性質の詳細を書面に記録し、署名及び日付を付して、共同検察官の書記官が保管している相違の記録に追加させることができる。
2. 30 日間以内であれば、共同検察官の一方が当該相違に関する事実及び理由を記載した書面を事務局に送付して、相違が生じていることを公判前裁判部に知らせるこ

とができる。公判前事務局は、直ちに裁判部を召集し、当該書面について所属する判事に知らせるとともに、他方の共同検察官に対して当該書面の写しを交付する。この場合、他方の共同検察官は、10日以内に回答を提出することができる。意見相違に関する事実及び理由を記した書面は、事件ファイルに追加してはならない。共同検察官の書記官は、事件ファイルの写しを裁判部に直ちに送付する。

3. この紛争解決期間中、共同検察官は、意見の一致に向けて努力を続ける。ただし、意見相違の主題である行為又は判断は、次のいずれかに関する意見の相違である場合を除き、執行される。
 - a) 捜査開始申請書
 - b) 新たな犯罪に関する補足捜査申請書
 - c) 最終申請書
 - d) 異議申立てに関する決定この場合、意見が一致するか、30日間の期間が経過するか、又は裁判が係属し紛争解決手順が完了するかのいずれかに該当するまで、当該意見相違の主題に関するいかなる行為も行ってはならない。
4. 裁判部は、次に定める要件に従い、直ちに意見相違を解決する。
 - a) 聴聞及び判断の言い渡しは、非公開で行わなければならない。必要に応じて、遠隔手段による会議を行うことができる。
 - b) 裁判部は、自らの裁量で共同検察官本人の出廷及び証拠品の提示を命じることができる。
 - c) 裁判部としての決定には、4名以上の判事の賛成票を要する。この決定に対しては、異議を申し立てることはできない。裁判部において必要な多数を得られない場合、ECCC法（新）第20条に従い、一方の共同検察官が行った行為若しくは決定が維持され、又は一方の共同検察官が行うと提案した行為又は決定が執行されることが裁判部の決定となる。
 - d) 本条に基づく決定には、反対意見も含めすべてに理由を付し、書面作成者が署名する。裁判部の書記官は、この決定を事務局の局長に送付し、局長は、これを共同検察官に通知する。共同検察官は、裁判部の決定に従い直ちに手続を進めなければならない。

第72条 共同捜査判事の意見の相違に関する解決

1. 共同捜査判事間の意見に相違がある場合、いずれか一方又は両方で意見相違の性質の詳細を書面に記録し、署名及び日付を付して、共同捜査判事の書記官が保管している相違の記録に追加させることができる。
2. 30日間以内であれば、共同捜査判事的一方が当該相違に関する事実及び理由を記載した書面を事務局に送付して、相違が生じていることを裁判部に知らせることができる。事務局は、直ちに裁判部を召集し、当該書面について所属する判事に知らせるとともに、他方の共同捜査判事に対して当該書面の写しを交付する。意見相違が被疑者の仮拘禁に関連するものである場合、上記の期間は5日間に短縮される。他方の共同捜査判事は、10日以内に回答を提出することができる。意見相違に関する事実及び理由を記した書面は、事件ファイルに追加してはならない。ただし、下記本条（4）（b）で言及する場合は、この限りでない。共同捜査判事の書記官は、事件ファイルの写しを裁判部に直ちに送付する。

3. この紛争解決期間中、共同捜査判事は、意見の一致に向けて努力を続ける。ただし、意見相違の主題である行為又は判断は、次のいずれかに関する意見の相違である場合を除き、執行される。

- a) 本内部規則に基づき被疑者又は民事当事者が異議を申し立てることのできる決定
- b) 起訴内容の通知
- c) 逮捕勾留命令

この場合、意見が一致するか、30日間の期限が経過するか、又は裁判が係属し紛争解決手順が完了するかのいずれかに該当するまで、当該意見相違の主題に関するいかなる行為も行ってはならない。

4. 裁判部は、次に定める要件に従い、直ちに意見相違を解決する。

- a) 聴聞及び判断の通告は、非公開で行わなければならない。
- b) 意見相違が、訴訟の当事者が本内部規則に基づき裁判部に異議を申し立てることができる決定に関するものである場合は、次のとおりとする。
 - i) 裁判部の書記官は、当該当事者及びその弁護人に対して聴聞が行われる日を直ちに通知する。
 - ii) 共同検察官及び関係する他の当事者の弁護人は、聴聞が行われる日まで事件ファイルを検査することができる。
 - iii) 共同検察官及び関係する他の当事者の弁護人は、書類の提出に関する通達の定めに従い訴答書面を提出することができる。裁判部の書記官は、この訴答書面を直ちに事件ファイルに追加する。
 - iv) 裁判部は、判事の職権又は当事者の申立てに基づき、とりわけ当該事件が当該決定により結審される可能性がある場合には、聴聞の全部又は一部を公開して行う旨を決定できる。対象となる決定には、管轄又は管轄の障害に関する異議申立て又は要求も含まれる。ただし、裁判部が、それが正義に資することとなり、かつ公共の秩序若しくは法廷で認められた保護措置に影響を与えないと判断することを条件とする。
 - v) 聴聞時、共同検察官及び関与する他の当事者の弁護人は、簡潔に意見を述べるることができる。
- c) いずれの場合に置いても、裁判部は、自らの裁量により両当事者本人又は専門家本人の出頭並びに証拠品の提出を命じることができる。
- d) 裁判部としての決定には、4名以上の判事の賛成票を要する。この決定に対しては、異議を申し立てることはできない。裁判部において必要な多数を得られない場合、ECCC法（新）第23条に従い、一方の共同捜査判事が行った命令若しくは捜査活動が維持され、又は一方の共同捜査判事が行うと提案した命令若しくは捜査活動が執行されることを裁判部の決定とする。ただし、意見相違が仮拘禁に関するものである場合、身柄拘束が解除されると推定される。
- e) 本条に基づく決定には、反対意見も含めすべてに理由を付し、書面作成者が署名する。裁判部の書記官は、この決定を事務局の局長に送付しなければならない。局長は、共同捜査判事に通知する。また、本条（4）（b）で言及する事項に関する決定は、当事者に対して通知する。共同捜査判事は、裁判部による決定を事件ファイルに追加し、当該決定に従って直ちに手続を進める。

第 73 条 公判前裁判部の追加管轄

(2010 年 2 月 9 日改定)

共同検察官間又は共同捜査判事間の紛争について審判する権限に加え、裁判部は、協定及び ECCC 法の定めるところにより次の行為についての専属管轄権を有する。

- a) 共同捜査判事の決定に対する異議申立て (本規則第 74 条)
- b) 捜査活動を無効とする申立て (本規則第 76 条)
- c) 本内部規則の第 11 条 (5) 及び (6), 第 35 条 (6), 第 38 条 (3) 及び第 77 条の 2 に定める異議申立て

第 74 条 公判前裁判部への異議申立ての根拠

(2008 年 2 月 1 日, 2010 年 2 月 9 日及び 2015 年 1 月 16 日に改定)

1. 共同捜査判事の決定に対する異議申立ては, 第 72 条の紛争解決規定に従い問題がすでに裁判部に付託されている場合, 申し立てることができない。
2. 共同検察官は, 共同捜査判事が発したすべての命令について異議を申し立てることができる。
3. 被疑者又は被告人は, 共同捜査判事が発した次の命令又は決定に対して異議を申し立てることができる。
 - a) ECCC の裁判管轄を確認するもの
 - b) 本内部規則に基づき認められる捜査活動の要求を却下するもの
 - c) 押収品の損害賠償請求を却下するもの
 - d) 本内部規則に基づき認められる専門家の報告の要求を却下するもの
 - e) 本内部規則に基づき認められる専門家による追加の調査の要求を却下するもの
 - f) 仮拘禁又は保釈に関するもの
 - g) 捜査活動の無効を理由とする裁判の係属についての申立てを却下するもの
 - h) 保護措置に関するもの
 - i) 民事当事者参加の許可を宣言するもの
 - j) 第 66 条の 2 に基づき司法捜査の範囲を限定するもの
4. 民事当事者は, 共同捜査判事が発した次の命令について異議を申し立てることができる。
 - a) 本内部規則に基づき認められる捜査活動の要求を却下するもの
 - b) 民事当事者参加の不許可を宣言するもの
 - c) 押収品の損害賠償請求を却下するもの
 - d) 本内部規則に基づき認められる専門家の報告の要求を却下するもの
 - e) 本内部規則に基づき認められる専門家による追加の調査の要求を却下するもの
 - f) 共同検察官が異議を申し立てている不起訴命令
 - g) 捜査活動の無効を理由とする裁判の係属についての申立てを却下するもの
 - h) 保護措置に関するもの
 - i) 第 66 条の 2 に基づき司法捜査の範囲を限定するもの
5. 押収品の返却を要求する捜査手続の非当事者は, 当該要求を拒否する共同捜査判事が発したすべての命令について異議を申し立てることができる。

第75条 公判前裁判部への異議申立ての通知及び異議申立書

(2008年2月1日改定)

1. 本内部規則に別段の規定がある場合を除き、裁判部に異議申立て通知を提出する場合は、当該決定又は命令の通知受領日から10日以内に行わなければならない。被疑者及び民事当事者の弁護人は、被疑者及び民事当事者に代わって通知を提出することができる。
2. 異議申立ての通知は、書面で作成し、共同捜査判事の書記官に提出する。当該書記官は、その旨を直ちに共同捜査判事に知らせるとともに、公判前裁判部へのすべての異議申立てについて記録を保持する。裁判部の書記官に対しては、異議申立通知受領後、可及的速やかに通知する。
3. 異議申立書は、異議申立人により、決定通知又は命令通知の受領日から30日以内に裁判部の書記官に提出されなければならない。特段の事情がある場合は、前記期限を延長することができる。書記官は、異議申立ての受理日を記録し、当該記録を事件ファイルに直ちに追加する。書記官は、その他の当事者に直ちに通知するとともに、申立書の写しを送付する。
4. 異議申立書には、当該異議の根拠となる事実（理由を付すこと）及び法律を記載し、説明書類を添付する。異議申立人は、聴聞時、異議申立書に記載しなかった事実又は法律に関する問題を提起してはならない。

第76条 手続上の瑕疵に関する申立て

1. 司法捜査中の任意の時点で共同捜査判事が手続の一部が無効であると考える場合、当該問題について当事者に通知する。共同捜査判事は、下記本条(6)に従い無効宣言を求める理由付きの申立書を裁判部に提出する。この申立てが行われている期間中、司法捜査は、引き続き行うことができる。
2. 司法捜査中の任意の時点で当事者が手続の一部が無効であると考える場合、当該無効性に関する見解を裁判部に確認するよう求める理由付きの申立書を共同捜査判事に提出することができる。共同捜査判事は、可及的速やかに（ただし、いかなる場合であっても捜査終結命令前に）当該要求を認めるか却下する旨の命令を発付する。この命令に対しては、本内部規則に基づき異議を申し立てることができる。
3. 共同捜査判事の書記官は、直ちに申立てを記録する。共同捜査判事が申立ては認められると判断した場合、共同捜査判事は当該事件ファイルを裁判部に送付する。
4. 裁判部は、当該申立てに十分な理由が記載されていない場合、当該申立てが異議を申し立てることができない命令に関する申立てである場合、又は当該申立てが明らかに根拠を欠く場合には、無効宣言を求める申立てを却下する旨を宣言することができる。裁判部の決定に対しては、異議を申し立てることができない。申立てを却下する決定がなされた場合、直ちに事件ファイルを共同捜査判事に返却する。
5. 裁判部が捜査活動を無効とする旨の決定を行う場合は、当該無効の効果が他の行為又は命令に影響するか否かについて判断しなければならない。行為又は命令が部分的に無効となる場合、対象となる部分については、原本の認証謄本を作成した後に取り消さなければならない。かかる無効となった行為又は命令及び認証謄本は、すべて事件ファイルから抜き取り、裁判部の書記官が保管庫で保管する。かかる無効化又は取り消しの後、裁判部は、事件ファイルを共同捜査判事に返却する。無効とされた当該行為若しくは命令、又は取り消された当該一部は、当事者に対する判

断の基礎としてはならない。かかる判断に関与した判事、共同検察官又は弁護人は、本内部規則の規則 6 及び第 35 条に定める懲戒処分を受ける。

6. 無効となった司法捜査により自らの利益に影響を受ける当事者は、無効宣言を求める権利を放棄し、当該手続を有効とすることができる。かかる権利放棄が行われた場合、共同捜査判事は、事件ファイルにこれを記録する。権利放棄を求める当事者に弁護人がある場合、共同捜査判事は、当該弁護人が事件ファイルを調査できるよう、権利放棄を記録する日の 5 日前までに当該弁護人を呼び出さなければならない。
7. 申立てに従い、捜査終結命令では司法捜査におけるすべての手続上の瑕疵を治癒しなければならない。第一審裁判又は最高審裁判では、かかる手続上の瑕疵に関する問題を提起してはならない。

第 77 条 公判前裁判におけるその他の異議申立て及び申立てに関する手続 (2008 年 9 月 5 日及び 2010 年 2 月 9 日に改定)

1. 共同捜査判事の書記官は、第 73 条 (a) 及び (b) 並びに第 77 条の 2 で言及するすべての異議申立て及び申立ての記録を保持する。第 73 条 (c) で言及する異議を申し立てる場合は、裁判部の書記官に送付する。裁判部の書記官は、記録を保持し、異議申立て対象の決定をなした機関に通知し、必要に応じて当該機関に関連書類の提供を求める。
2. 共同捜査判事の書記官は、第 76 条 (3) に定める異議申立て又は決定の通知を受領後、5 日以内に共同捜査判事にその旨を通知し、事件ファイル又は写し（保護を施すこと）を裁判部に送付しなければならない。裁判部に送付する事件ファイルの写し（保護を施すこと）が作成された場合、共同捜査判事は、事件ファイルの原本を保持しなければならない。
3.
 - a) 裁判部の裁判長は、事件ファイルが最新の状態であることを確認し、聴聞を行う日を決定する。
 - b) 公判前裁判部は、当事者の意見を聴いたうえで、当事者の申立書のみに基づいて異議申立て又は申立てに対する決定を行うか否かを決定することができる。
 - c) 裁判部の書記官は、共同捜査判事、当事者及びその弁護人に対し、聴聞日、又は申立書のみに基づいて手続が行われることが決定した旨を通知する。
4. 共同検察官及び当事者の弁護人は、聴聞が行われる日まで事件ファイルを検査することができる。共同検察官及び当事者の弁護人は、書類の提出に関する通達の定めに従い裁判部の書記官に訴答書面を提出する。書記官は、訴答書面の受理日を記録し、当該記録を事件ファイルに直ちに追加する。
5. 裁判部による聴聞は、本条 (6) に別途定める場合を除き、非公開で行わなければならない。判事は、必要に応じて遠隔手段を用いて参加することができる。
6. 裁判部は、判事又は当事者の要求に基づき、とりわけ当該事件が当該決定により結審される可能性がある場合には、聴聞の全部又は一部を公開して行う旨を決定できる。対象となる決定には、管轄又は管轄の障害に関する異議申立て又は申立ても含まれる。ただし、裁判部が、それが正義に資することとなり、かつ公共の秩序若しくは法廷で認められた保護措置に影響を与えないと判断することを条件とする。
7. 裁判部の裁判長において聴聞にはかなりの時間を要すると判断し、とりわけ、共同捜査判事の捜査終結命令に対する異議申立てである場合、裁判部の補欠判事は、

聴聞のすべての段階で立ち会わなければならない。この補欠判事は、担当判事との交代を命じられない限り、何らかの意見を表明し、又は何らかの決定をなす権利を有しない。

8. 担当判事が欠席している場合、裁判部の裁判長は、その他の判事と協議したうえで手続を延期するか、当該欠席判事と交代する補欠判事を指名して手続の継続を確保することができる。ただし、欠席のため交代となった担当判事が出席できる場合、裁判部は、事件に関連するすべての要素を考慮し、当該担当判事が自身の欠席中の事件進行について十分に情報を得たと確認できた場合、当該補欠判事と当該担当判事を交代させることができる。
9. 裁判部の裁判長は欠席するが、それ以外の点では聴聞が継続できると思われる場合、自動的に最年長のカンボジア人判事が当該聴聞を指揮する。この場合、当該手続が完了するまでの間、上記本条（8）に従い代行のカンボジア人判事が欠員の代わりにを務めなければならない。
10. 裁判部の裁判長は、1名の国際判事及び1名のカンボジア人判事を共同報告者に選任する。共同報告者は、争点となっている事実及び異議申立ての対象となっている決定の詳細を記した報告書を作成し、事件ファイルに追加する。共同報告者が報告書を読み上げた後、共同検察官及び当事者の弁護人は、簡潔に意見を述べることができる。裁判部は、任意の者に対して本人の出廷及び証拠品の提示を命じることができる。
11. 共同捜査判事は、裁判部が別段の命令を発しない限り、本内部規則に基づく裁判部における手続の結果を保留したまま自らの捜査（ある場合）を継続することができる。
12. 裁判部は、聴聞の終了後、その決定について非公開で審議する。審議を円滑に進めるために通訳人を呼び出すことができる。
13. 裁判部が決定をなすには、4名以上の判事の賛成票を要する。この決定に対しては、異議を申し立てることはできない。必要な多数が得られなかった場合、裁判部の決定は、次に定めるとおりとする。
 - a) 起訴決定以外の命令又は捜査活動に関する異議申立て又は申立てである場合は、当該命令又は捜査活動を維持する。
 - b) 共同捜査判事が発した起訴決定に対する異議申立てである場合は、共同捜査判事の捜査終結命令に基づき第一審裁判が係属する。
14. 本条に基づく決定には、反対意見も含めすべてに理由を付し、書面作成者が署名する。裁判部の書記官は、この決定を共同捜査判事、共同検察官及び他の当事者に通知する。共同捜査判事は、裁判部の決定に従い直ちに手続を進めなければならない。
15. 共同捜査判事が仮拘禁中の被疑者の釈放を命じるか、事件を不起訴とする決定をした場合、裁判部の裁判長が共同検察官の要求を受け別段の決定をした場合を除き、当該被疑者を釈放しなければならない。釈放又は不起訴の執行停止を求める要求は、共同検察官がその通知を受領後 24 時間以内に、共同捜査判事の書記官に送付された当該命令の異議申立て通知の写しを添付して裁判部の裁判長に対して申し立てなければならない。共同検察官は、要求書の写しを共同捜査判事の書記官に送付する。裁判部の裁判長は、要求を受けてから 48 時間以内に判断を行わなければならない。この間、当該命令の効力は、中断する。裁判部の裁判長が共同捜査判事の命令の執行停止を認めない場合、又は上記期間内に当該要求の当否判断を行わない場合は、

被疑者を直ちに釈放する。裁判部の裁判長が共同捜査判事の命令の執行停止を認める場合、被疑者は、裁判所が異議申立てに対する決定を行うまで引き続き勾留される。この異議申立てに関する決定は、裁判部の書記官が事件ファイルを受領後 15 日以内に行わなければならない。この期間を経過した場合は、やむを得ない場合を除き、被疑者を釈放しなければならない。

第 77 条の 2 即時の申立てに関する手続

(2010 年 2 月 9 日採択)

1. 第 74 条 (2)、第 73 条 (3) (i) 及び第 74 条 (4) (b) に従ってなされた市民当事者の参加申請の当否に関する異議申立ては、本条 (2) の定めるところにより申立書のみに基づいて迅速に検討される。
2. 申立人は、当否に関する決定通知から 10 日以内に、いかなる理由で共同捜査判事による第 23 条の 2 に基づく民事当事者の参加申請の当否判断に事実又は法律の解釈の誤りがあると思われるのかを記して異議を申し立てなければならない。申立人は、異議申立書に説明書類を添付することができる。期限の延長は、認められない。異議申立てに対する反論がある場合、他方当事者への異議申立ての通知から 5 日以内に提出しなければならない。答弁は認められない。公判前裁判部の決定は、最終決定とする。

第 78 条 公判前裁判部による決定の公開

すべての裁判所の決定及び初期の決定は、異議申立てを含め、全文を公開する。ただし、公開により裁判部が予備的捜査又は司法捜査の完全性が損なわれると判断した場合は、この限りでない。

E - 第一審裁判での手続

第 79 条 一般条項

(2008 年 2 月 1 日、2008 年 9 月 5 日、2009 年 3 月 6 日及び 2010 年 9 月 17 日に改定)

1. 第一審裁判は、共同捜査判事又は予備裁判部からの起訴を受けて係属する。
2. 関連する相当数の事件が起訴された場合、係属裁判所は、当該起訴を併合する旨の命令を発することができる。
3. 裁判部の補欠判事は、訴訟のすべての段階に立ち会わなければならない。この補欠判事は、担当判事との交代を命じられない限り、何らかの意見を表明し、又は何らかの決定をなす権利を有しない。補欠判事が病気又はその他緊急を要する個人的な事由により口頭弁論などの手続の一部に参加できない場合であっても、裁判は継続される。
4. 担当判事が欠席している場合、裁判部の裁判長は、その他の判事と協議したうえで手続を延期するか、当該欠席判事と交代する補欠判事を指名して当該手続の残部を行うかを決定することができる。ただし、欠席のため交代となった担当判事が復帰できる場合、裁判部は、事件に関連するすべての要素を考慮し、復帰した当該判事が自身の欠席中の事件進行について十分に情報を得たと確認できた場合、当該補欠判事と当該担当判事を交代させることができる。
5. 裁判部の裁判長は欠席するが、それ以外の点では訴訟が継続できると思われる場合、自動的に最年長のカンボジア人判事が当該訴訟を指揮する。この場合、当該訴

訟が完了するまでの間、上記本条（4）に基づく交代に従い代行のカンボジア人判事が欠員の代わりを務めなければならない。

6. 裁判の口頭弁論は、公開で行わなければならない。
 - a) 事務局は、本内部規則に基づき採用された保護措置を講じることを条件として、裁判の口頭弁論の公開放送を確保する。
 - b) 弁論の公開により公共の秩序が害されるか、本内部規則に基づき命じられた保護措置に影響を及ぼすおそれがあると裁判部が判断する場合、裁判部は、理由付きの決定により口頭弁論の全部又は一部を非公開で行う命令を発することができる。この決定に対しては、異議を申し立てることはできない。
 - c) 当事者の立ち会いにより非公開で手続を行う目的が阻害される場合、裁判部は、当事者と協議したうえで理由付きの決定により、当事者による参加を制限し、訴訟に必要不可欠な者及び不可欠な弁護人のみが参加できるよう制限することができる。この決定に対しては、異議を申し立てることはできない。
 - d) いかなる場合であっても、裁判部は、判決の言い渡しを公開で行わなければならない。
7. 公正かつ迅速な訴訟遂行を促進するため、裁判部は、訴訟管理会議を開催し、場合に依り、当事者又はその弁護人と協議を行うことができる。この会議は、第一審裁判部が別段の決定をした場合を除き、非公開で行う。この会議の目的は、とりわけ第1回口頭弁論及びその後の口頭弁論の期日調整を円滑にするために当事者同士に意見交換を行わせること、及び当該事件の被告人に当該事件に関する問題点（自らの精神状態及び健康状態を含む）を提起させ当該事件の事情を審査することである。
8. この会議には、必要に応じて、テレビ会議又はビデオ会議を通じて弁護人が参加することができる。裁判部は、とりわけ事務局の代表者（当該法廷の他の部署又はユニットの代表者を含む）を参加させることもできる。

第80条 審理の準備

（2008年2月1日、2008年9月5日及び2010年9月17日に改定）

1. 共同検察官は、第24条（2）で言及した関係性に関する説明が記載された証人のリスト、及び呼び出す予定の専門家のリストを当該事件の起訴の確定後15日以内に裁判部の書記官に提出しなければならない。書記官は、保護措置（ある場合）を講じることを条件として、当該リストを事件ファイルに追加し、当該リストの写しを当事者に送付する。
2. 被疑者又は統合された民事当事者の団体が、共同検察官が提供したリストに記載されていない証人の召喚を望む場合は、第24条（2）で言及した関係性に関する説明が記載された追加のリストを、リストに関する通知の受領後15日以内に裁判部の書記官に提出しなければならない。書記官は、保護措置（ある場合）を講じることを条件として、当該リストを事件ファイルに追加し、当該リストの写しを当事者に送付する。
3. 裁判部は、第1回口頭弁論の前かつ所定の期限内に、次のような書類の提出を当事者に命じることができる。
 - a) 本内部規則の第80条で言及した証人リストに追加して提出するもの
 - i) 各証人が証言することが予定されている事実の概要。命じられた保護措置（ある場合）を講じることを条件として、当該概要は、裁判部及び他

の当事者が予定されている証言の性質及び内容を十分に理解できる程度に詳細なものでなければならない。

- ii) 各証人が予定する証言に対応する起訴の要点（正確な条文及び具体的な訴因を含めること）。
 - iii) 各証人の証言に要すると思われる時間。
 - b) 自らが事件において提出する予定の証拠品リスト（その性質及び内容の概要を含めること）。
 - c) 第1回口頭弁論で提起する予定の法律上の争点に関する説明（ある場合）。
 - d) 裁判部に提出する予定である新たな書類のリスト（その内容に関する概要を付すこと）及びすでに事件ファイルに追加されている書類のリスト（適切に特定すること）。
 - e) 争いのない事実のリスト（関連証拠に言及すること）。
4. 第一審裁判部は、本条に従い当事者が特定した証拠品又は書類の当否に対する異議については、第1回口頭弁論後かつ所定の期限内に行うべきことを命じることができる。この期限は、当事者に対して本条に従い提供されたリストを審査するための合理的な機会を与えるものでなければならない。
 5. 審理の期日は、本内部規則に定める通知及び召喚の期限を考慮したうえで裁判部の裁判長が決定する。
 6. 当事者は、審理の期日について、書面により可及的速やかに裁判部の書記官から通知されなければならない。この通知は、有効な召喚とみなされる。

第80条の2 第1回口頭弁論

（2008年2月1日に採択，2008年9月5日，2010年2月9日及び2010年9月17日に改定）

1. 審理は、第1回口頭弁論から開始される。裁判長は、第1回口頭弁論の開始を宣言する。
2. この口頭弁論において、裁判部は、本内部規則に従い当事者から提出された潜在的証人及び専門家のリストについて検討する。提案された証人又は専門家を口頭弁論に呼ぶことが適正な司法運営に役立たないと裁判部が判断する場合、裁判部は、当該対象者を召喚すべきとの要求を拒否する。
3. 裁判部は、第89条で取り扱う問題について検討する。
4. 裁判部は、自ら期限を定めて、第23条の5(3)(b)に基づく集合的賠償及び道徳的賠償である最終的な請求として主任共同弁護人が求める裁定の要旨に関する初期説明を提供するよう主任共同弁護人に指示することができる。裁判部は、後の段階において、主任共同弁護人が集合的賠償及び道徳的賠償に関する最終請求を提出すべき期日を決定する。
5. 集合的賠償及び道徳的賠償に関する最終請求は、必要に応じて当初説明から逸脱することができる。ただし、いかなる場合においても、各裁定の要旨及び執行方法の両方を明記する。

第81条 被告人及び刑事弁護人の出廷

（2008年2月1日，2008年9月5日及び2011年2月23日に改定）

1. 被告人は、本条に定める場合を除き、裁判に出廷しなければならない。

2. 勾留されていない被告人が裁判部の設定した口頭弁論に出廷しない場合、裁判部は、一時的に口頭弁論を延期する決定を発するとともに、本内部規則に従い必要に応じて逮捕令状又は逮捕勾留命令を発付することができる。裁判部は、新たな口頭弁論期日を設定する。裁判部は第 63 条に従い被告人の勾留を決定し、被告人は、ECCC の勾留施設において裁判に出廷するまでの間勾留される。
3. 被告人が裁判への出廷を拒否する場合、被告人を（必要であれば公権力により）裁判所に連行する。法廷では、自らが選任する弁護人の支援を受けるか、本内部規則の定めるところにより 1 名の弁護人を付けるか、又は自らで自らを代理することができる不可譲の権利について告知される。
4. 冒頭手続を終え、その後の口頭弁論に適切に召喚されているにもかかわらず被告人がなお裁判への出廷を拒むか、出廷しないか、又は本内部規則の規定に従い退廷させられた場合、訴訟は、被告人不在で継続することができる。この場合、被告人は、訴訟が行われている間、被告人の弁護人により防御することができる。被告人が弁護人の選任を拒否する場合、裁判部は、被告人が弁護人に代理されるべき旨の命令を発し、第 11 条で言及するリストから被告人のために弁護人を選任するよう弁護支援部に要求する。
5. 健康上の理由又はその他の深刻な事情により被告人本人が裁判に出廷することはできないが、その他出廷に適さない身体的及び精神的な理由がない場合、裁判部は、被告人の承諾を得て被告人不在のまま裁判を継続するか、被告人の不在が訴訟に著しい遅延をもたらす程度に長期化し、かつ正義の観点から必要と思われるときは、被告人の裁判出廷を適切な音声ビデオ装置を用いて行うべき旨の命令を発することができる。この場合、被告人は、訴訟が行われている間、被告人の弁護人により防御することができる。被告人が弁護人の選任を拒否する場合、裁判部は、被告人が弁護人に代理されるべき旨の命令を発し、第 11 条で言及するリストから被告人のために弁護人を選任するよう弁護支援部に要求する。
6. 被告人本人が裁判に出廷できないが被告人に質問をする必要がある場合、裁判部は、被告人が所在する場所において質問を受けるべき旨の命令を発することもできる。現地での質問は、共同検察官、民事当事者の主任共同弁護士、書記官、被告人の弁護人の立ち会いのもとで行わなければならない。ただし、被告人が自らの弁護人依頼権利を明示的に放棄している場合は、この限りではない。質問は、裁判記録に追加される。
7. 口頭弁論中に被告人の弁護人が正当な理由なく出廷しない場合、裁判部は、口頭弁論を延期するか、被告人が弁護人の支援を要求する場合、第 11 条で言及するリストから被告人の弁護人を一時的に選任するよう弁護支援部に求めることができる。裁判部は、選任された弁護人に事件ファイルの内容を十分に把握する時間が与えた後、可及的速やかに口頭弁論を継続する。

第 82 条 被告人の仮拘禁及び保釈

(2008 年 2 月 1 日、2008 年 9 月 5 日及び 2009 年 3 月 6 日に改定)

1. 被告人は、裁判に出廷する間、本内部規則に基づき仮拘禁が命じられた場合を除いては、身体的に自由である。被告人が裁判の第 1 回口頭弁論の時点で勾留されている場合、被告人は、裁判部が本条 (2) に基づき決定を言い渡すまでは引き続き勾留される。

2. 裁判部は、訴訟が行われている間はいつでも、被告人の釈放を命じ、必要に応じて保釈し、又は本内部規則に従い被告人を留置することができる。裁判部は、共同検察官、被告人及びその弁護人の意見を聴いた後に上記の決定をする。
3. 被告人又はその弁護人は、口頭弁論の間に口頭で、又は申立書を裁判部の書記官に提出して被告人の釈放を裁判部に要求することができる。釈放要求が口頭で行われた場合、裁判部の書記官は、裁判記録にこれを追加する。要求が書面で行われた場合、書記官は、申立書に受理日を記載し、裁判部の裁判長に直ちに送付する。裁判部は、共同検察官、被告人及びその弁護人の意見を聴いた後に決定を行わなければならない。裁判部は、可及的速やかに（ただし、いかなる場合であっても口頭で要求を受け、又は申立書を受理してから 30 日以内に）、決定を行わなければならない。ただし、期限を延長すべき正当な理由がある場合は、この限りでない。
4. 被告人の釈放を認めない旨の決定がされた後は、被告人は、直前の申立ての却下の確定後に自らの事情に変化があった場合に限り、次の申立てを行うことができる。
5. 被告人又は共同検察官は、必要に応じて仮拘禁に関して裁判部が下したすべて決定に対して異議を申し立てることができる。
6. 裁判部が被告人の釈放を命じた場合は、被告人を釈放しなければならない。ただし、最高審裁判部が共同検察官の要求を受けて別途の決定を行った場合は、この限りでない。釈放の執行停止を求める要求は、共同検察官がその通知を受領後 24 時間以内に、裁判部の書記官に提出された当該釈放命令の異議申立て通知の写しを添付して最高審裁判部の裁判長に対して申し立てなければならない。共同検察官は、要求書の写しを裁判部の書記官に送付する。最高審裁判部の裁判長は、要求を受けてから 48 時間以内に判断を行わなければならない。この間、当該命令の効力は、中断する。最高審裁判部の裁判長が裁判部の命令の執行停止を認めない場合、又は上記期間内に当該要求の当否判断を行わない場合は、被告人を直ちに釈放しなければならない。最高審裁判部の裁判長が裁判部の命令の執行停止を認める場合、被告人は、最高審裁判部が当該異議申立てに対する決定を行うまで引き続き勾留される。特段の事情がある場合を除き、最高審裁判部は、最高審裁判部の書記官が事件ファイルを受領後 15 日以内にこの異議申立てに関する決定を行わなければならない。判事は、必要に応じて遠隔手段を用いて参加することができる。

第 83 条 民事当事者の出廷

(2010 年 2 月 9 日廃止)

第 84 条 証人及び専門家の出廷

(2008 年 2 月 1 日及び 2009 年 3 月に改定)

1. 被告人は、公判前裁判の段階で被告人から尋問する機会が与えられなかった証人を召喚するための絶対的な権利を有する。
2. 召喚日が決定した後、裁判部の書記官は、召喚が認められたすべての証人及び専門家を召喚する。召喚された者は、かかる召喚に応え、裁判が行われている間、本内部規則に従い裁判に出廷しなければならない。
3. 裁判が行われている間、各当事者は、法廷内にいるが証言のために正式に召喚されていない証人に証言させることを裁判所に要求することができる。裁判部の同意がある場合、裁判部の書記官は、当該証人の身元を記録し、待合室で待機するよう指示することができる。

4. 証人喚問に関して裁判部が行ったすべての決定に対する異議申立ては、裁判部が本案判決を言い渡すときに同時に行う場合のみ申し立てることができる。

第 85 条 口頭弁論の実施

1. 裁判部の裁判長は、訴訟を指揮し、他の判事の関与を促進しなければならない。裁判長は、防御権の自由な行使を保証しなければならない。裁判長は、他の判事と協議したうえで、不必要に審理を遅らせ、かつ真実の追究に役立たない手続を除外することができる。
2. 裁判長は、裁判が行われている間、本内部規則に従い他の判事と協議したうえで秩序を維持しなければならない。

第 86 条 事件ファイルの閲覧

共同検察官及びその他の当事者の弁護人は、ECCC の業務日であればいつでも、ECCC が適切に業務を行うための要件に従い裁判部の書記官の監視のもと当該事件ファイルを検査し、その写しを取得する権利を有する。

第 87 条 証拠法準則

(2008 年 2 月 1 日、2009 年 3 月 6 日及び 2009 年 9 月 11 日に改定)

1. 本内部規則に別段の規定がある場合を除き、すべての証拠が認められる。被告人の有罪を証明する立証責任は、共同検察官が負う。被告人を有罪とするためには、裁判部は、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に有罪の確信を得なければならない。
2. 裁判部は、裁判で提出され取調べを経た証拠のみに基づき決定をしなければならない。
3. 裁判部は、事件ファイルから得られた証拠のみを決定の基礎とする。ただし、いずれかの当事者が裁判部に対して当該証拠を提示したか、裁判部が自ら当該証拠を当事者に提示したことを条件とする。事件ファイルから得られた証拠は、法廷でその内容を要約し、読み上げ、又は適切に特定された場合に、裁判部又は当事者に提示されたものとみなされる。裁判部は、次に定める証拠のいずれかに該当すると判断した場合、証拠調べの請求を拒否することができる。
 - a) 関連性がないか、反復されているもの
 - b) 合理的な時間内に取得することができないもの
 - c) 証明を意図する事実の証明に適切でないもの
 - d) 法律上認められていないもの
 - e) 訴訟を遅らせる意図があるか、根拠のないもの
4. 裁判が行われている間、裁判所は、職権で、又は当事者からの請求を受けて任意の者を証人として召喚し、若しくは尋問を行い、又は真実の究明に役立つと思われる新たな証拠を認めることができる。この請求を行う当事者は、理由を付して申立てをしなければならない。裁判部は、上記第 87 条 (3) に定める基準に従い当該請求の当否を決定する。また請求をした当事者は、請求する証言又は証拠が第一審開始前に提示できなかったことを裁判部に対して証明しなければならない。
5. 裁判部は、他の形式による証拠を承認するにあたって、同様の基準で検討しなければならない。
6. 共同検察官及び被告人が起訴状で主張されている証拠を争わないことに同意する場合、裁判部は、当該事実を証明されたものと推定することができる。

7. 被告人とその弁護人との間の通信は、秘匿特権の対象とし、証拠として認めてはならない。
8. 裁判部の裁判長は、証拠品を裁判で提示する旨の命令を発することができる。

第 88 条 第一審裁判への出廷

(2008 年 9 月 5 日及び 2009 年 9 月 11 日に改定)

1. 裁判部の書記官は、被告人、民事当事者、証人及び専門家を呼び出し、その身元を確認する。各当事者は、法廷内の指定された場所に着席する。
2. 被告人は、各当事者と会話をしてはならない。可能な場合、専門家及び証人は、訴訟を見たり聞いたりすることができない別の部屋で待機する。当該部屋で待機している間、証人は他の証人と会話をしてはならない。
3. 本内部規則に定める召喚の手續規定に対して異議がある場合、当該事件の実体について被告に質問をする前に提起しなければならない。上記に反する異議の申立てに対しては、却下が宣言される。

第 89 条 先行的抗弁

(2008 年 2 月 1 日、2009 年 9 月 11 日及び 2011 年 2 月 23 日に改定)

1. 次に定める事由に関する先行的抗弁は、捜査終結命令が確定してから 30 日以内に行わなければならない。
 - a) 特別法廷の裁判管轄
 - b) 公訴の終了を要する争点
 - c) 起訴状提出後に行われた無効な訴訟行為上記の要件を欠く先行抗弁は、認められない。
2. 裁判部は、他の当事者に対して申立てに反論する機会を与えなければならない。
3. 裁判部は、必要に応じて直ちに又は本案判決と同時に理由付きの決定を発付しなければならない。裁判部が訴訟を終了させる効果を有する決定を即時に発付しない限り、訴訟は継続される。

第 89 条の 2 本案の口頭弁論

(2008 年 9 月 5 日採択)

1. 裁判長は、本案の口頭弁論の開始を宣言する。裁判長は、書記官に命じて被告人に対する訴因を読み上げさせる。また裁判長は、書記官に命じて起訴状に記された事実分析を読み上げさせることもできる。
2. 共同検察官は、被告人が質問に呼ばれる前に、被告人の起訴内容に関する簡潔な冒頭陳述を行うことができる。被告人又はその弁護人は、簡潔に反論することができる。

第 89 条の 3 訴訟の分離

(2011 年 2 月 23 日採択)

正義の観点から必要と認められる場合、第一審裁判部は、いかなる段階においても、1 名以上の被告に関連し、また 1 つの起訴に含まれる犯罪の一部又は全部に関連する訴訟の分離を命じることができる。分離された事件については、第一審裁判部が適切と判断する順序で審理及び審判を行う。

第 89 条の 4 審理の対象範囲の限定

(2015 年 1 月 16 日採択)

1. 公正、有意義かつ迅速な訴訟手続を確保するため、ECCC における特定の手続要件を考慮して、第一審裁判部は、起訴状に記載された一定の事実を除外して審理の対象範囲を限定する旨の決定をすることができる。第一審裁判部は、残される事実が起訴状の範囲を代表していることを確認する。
2. 第一審裁判部は、審理の対象から事実を除外する前に当事者の意見を聴かなければならない。
3. 第一審裁判部は、除外された事実について訴訟手続を中止する。審理の対象を限定する旨の決定が確定した場合、以後、除外された当該事実は、同一の被告人に対する訴訟手続の基礎としてはならない。除外された事実に関する証拠については、当該証拠が残された事実との間で関連性を有する限度で根拠とすることができる。
4. 審理の対象を限定する旨の決定は、民事当事者の参加又は統合された民事当事者団体の構成に影響を及ぼさない。

第 90 条 被告人質問

(2010 年 9 月 17 日改定)

1. 裁判部の裁判長は、被告人に第 21 条 (1) (d) に基づく被告人の権利について告知して、質問を行う。判事は、質問の意図が被告人の有罪の証明であるか、反証であるかを問わず、関連する質問をすべて提示する義務を負う。
2. 共同検察官並びに他のすべての当事者及びその弁護人もまた、被告人に質問する権利を有する。すべての質問は、裁判長の許可を得たうえで行わなければならない。共同検察官及び弁護人による質問を除き、すべての質問は、裁判部の裁判長を通じて、かつ裁判長の決定した順序で行わなければならない。

第 91 条 他の当事者及び証人に対する尋問

(2010 年 9 月 17 日改定)

1. 裁判部は、裁判部が有意義と考える順序で、民事当事者、証人及び専門家の尋問を行う。
2. 判事は、いかなる質問でもすることができる。また共同検察官並びに他のすべての当事者及びその弁護人もまた、裁判長の許可を得たうえで質問をすることができる。判事、共同検察官及び弁護人による質問を除き、すべての質問は、裁判部の裁判長を通じて行わなければならない。
3. 共同検察官並びに他のすべての当事者及びその弁護人は、証言が真実の追究に役立たないと考える場合、証人の証言に対して質問が継続されることに異議を申し立てることができる。この場合、裁判長は証言を聴くか否かについて判断する。
4. 尋問を受けた後、各証人は、裁判部が以後当該証人の出廷は不要であると決定するまで法廷の退出口で待機しなければならない。

第 91 条の 2 審理手続の順序

(2010 年 9 月 17 日採択)

第一審裁判部の裁判長は、判事、共同検察官並びにその他のすべての当事者及びその弁護人が被告人、証人、専門家及び民事当事者に対して質問をできる順序を決定する。

第92条 申立書

(2009年3月6日改定)

当事者は、最終弁論が行われるまでの間、書類の提出に関する通達の定めに従い申立書を提出できる。裁判部の書記官は、当該申立書に署名し受理日を記載したうえで事件ファイルに追加する。

第93条 第一審裁判部による補足捜査

1. 裁判部が新たな捜査が必要であると判断する場合、裁判部はいつでも、補足捜査を命じることができる。この命令には、いずれの判事（複数の場合を含む）に新たな捜査を行わせるかを明記しなければならない。
2. 当該判事は、共同捜査判事と同様の条件に基づき次の捜査を行うことができる。
 - a) ECCCの土地管轄内の任意の場所に行くこと
 - b) 証人の事情聴取をすること
 - c) 捜索を行うこと
 - d) 証拠を押収すること
 - e) 専門家の意見を求めること
3. かかる補足捜査を行う目的において、判事は、司法警察員に対して捜査嘱託を発することができる。

第94条 最終弁論

(2009年3月6日及び2010年9月17日に改定)

1. 証拠調べをすべて終えた後、裁判部の裁判長は、続いて次に定める者を呼び、最終弁論を行う。
 - a) 民事当事者の主任共同弁護士
 - b) 共同検察官（共同検察官が正義の追求のために口頭での弁論を必要と考える場合）
 - c) 被告人の弁護士
 - d) 被告人
2. 民事当事者の主任共同弁護士及び共同検察官は、反対弁論を行うことができる。
3. 被告人及びその弁護士は、いかなる場合であっても常に最終弁論を行うことができる。

第95条 手続の延期

弁論が行われている間にすべての手続が終了しない場合、裁判部の裁判長は、別の期日を定めて手続を延期する。

第96条 第一審の審議

(2008年2月1日改定)

1. 判事は、評決に達するまで非公開で審議を行う。審議を円滑に進めるために通訳人を呼び出すことができる。
2. この段階においては、裁判所に対して他のいかなる異議申立ても行ってはならない。またその他のいかなる申立ても行ってはならない。審議が行われている間、判事は、審理を再開することができる。

第97条 裁判記録

(2008年2月1日及び2008年9月5日に改定)

1. 弁論期間中、裁判部の書記官は、しかるべき注意を払って全日程の裁判記録を付けなければならない。裁判部の書記官は、10日以内に全日程の裁判記録に署名しなければならない。特段の事情がある場合、裁判部はこの期間を延長することができる。
2. 訴訟手続は、書記官の監視下ですべてを文字に起こすとともに、適切な視聴覚装置を用いて記録されなければならない。
3. 書記官が作成した全日程の裁判記録は、実施された尋問を正確に反映するものとみなされる。ただし、いつでも、当該全日程の記録書類を補足又は修正する目的で公判記録及び（必要がある場合）音声ビデオ記録を確認することができる。
4. 公判記録の修正は、書面により第一審裁判部に対して申し立てることができる。第一審裁判部は、いかなる場合であっても、3営業日が経過した後に当該申立てについて決定する。

第98条 判決

(2008年2月1日及び2009年3月6日に改定)

1. 最終弁論時に判決の言い渡しが行なわれなかった場合、裁判部の裁判長は、判決言い渡しの期日を当事者に通知する。
2. 判決は、起訴状に記載された事実についてのみ言い渡すものとする。ただし、裁判部は、起訴状に記載された犯罪の法的性質を新たな構成要件を差し込まない限りで変更することができる。裁判部は、被告人に対してのみ判決を言い渡すものとする。裁判に証人として出廷していた被告人以外の者が犯罪を行ったか、他の者と共謀して犯罪を行ったと疑われる場合、裁判部は、本内部規則に従いその者が告訴又は起訴された後にのみその者を裁判にかけるものとする。
3. 裁判部は、当該行為が ECCC の管轄に属する犯罪に該当するか否か、また被告人が当該行為を行ったか否かについて審議する。
4. ECCC 法に基づき、裁判部は、全員一致の取得を試みなければならない。これが不可能な場合、有罪判決には、4名以上の判事の賛成票を要する。必要な多数が得られなかった場合、裁判所の判決としては、被告人を無罪としなければならない。
5. 被告人を有罪とする場合、裁判部は、協定、ECCC 法及び本内部規則に従い刑の言い渡しを行う。
6. 裁判部において、起訴状記載の行為が証明されていない、又は当該行為に関して被告人は有罪ではないと判断した場合、被告人を無罪としなければならない。
7. 裁判部において、起訴状記載の犯罪が ECCC の管轄に属する犯罪には該当しないと判断した場合、裁判部は、当該事件について裁判部は裁判管轄権を有しない旨の決定をしなければならない。

第99条 判決の効果

(2008年2月1日改定)

1. 被告人が無罪となった場合、又は被告人に言い渡された刑期が仮拘禁をされていた期間より短いか同等である場合は、直ちに被告人を釈放しなければならない。ただし、被告人がその他の犯罪との関係で勾留されている場合は、この限りでない。

2. 勾留されていた被告人が有罪となった場合、裁判部は勾留の継続を命じるものとする。勾留されていなかった被告人が判決の言い渡し時に出廷していた場合、裁判部は理由付きの勾留命令を発することができる。被告人が出廷していなかった場合、裁判部は逮捕勾留命令を発することができる。これらの命令には、直ちに効力が生じる。
3. 判決が言い渡された時点で、保釈命令は失効する。裁判部は、封印された物品に関して必要な判断を行わなければならない。裁判部は、この目的において法廷助言人の概要書の提出を許可する（又は促す）ことができる。

第 100 条 民事当事者の請求に対する判決

（2008 年 2 月 1 日及び 2010 年 9 月 17 日に改定）

裁判部は、判決において民事当事者の請求に関する判断を行う。裁判部は、民事当事者訴訟の判決を言い渡すにあたり、同一事件の刑事訴訟における判決に抵触する判決を言い渡してはならない。裁判部は、新たな弁論を行うまでの間、必要に応じて民事当事者の請求に関する判断を延期することができる。

第 101 条 判決の形式

（2010 年 9 月 17 日改定）

1. 判決は、次の 2 部に分けられる。
 - a) 認定事実（裁判部の判断の根拠となる事実上の根拠及び法的根拠を記載すること）
 - b) 裁判部による刑の宣告
2. 全員一致が得られなかった場合、判事は、個別意見又は反対意見を書くことができる。この場合、かかる意見は判決文に添付される。
3. 裁判部は、起訴状に記載されたすべての訴因について審議し、かつ訴訟中に提起されたすべての争点について検討する。
4. 判決に記す認定事実は、すべての当事者からの書面による申立てに呼応するものでなければならない。
5. 裁判部による刑の宣告には、被告人が犯した各犯罪、適用法、宣告刑及び賠償責任（ある場合）を記載する。
6. 判決文には、裁判部のすべての判事及び書記官の署名を付すものとする。ただし、反対の立場をとる判事は、自らの反対意見にのみ署名するものとする。判決文には、次の事項を記載する。
 - a) 弁論日時
 - b) 判決の言い渡し日
 - c) 裁判を執り行った判事の氏名
 - d) 共同検察官の氏名
 - e) 書記官の氏名
 - f) 被告人の氏名、居住地、生年月日、出生地及び職業
 - g) 民事当事者の氏名（民事当事者主任共同弁護人の要求がある場合は、民事当事者の居住地、生年月日、出生地及び職業）
 - h) 弁護人の氏名
 - i) 当事者の上訴権、上訴の要件及び上訴期間

7. 判決文原本には、遅くとも当該判決が言い渡された日に上記の署名を行わなければならない。

第102条 判決の言い渡しの公開

(2008年2月1日改定)

1. 判決の言い渡し及び宣告は、すべて公開の場合で行う。裁判部の裁判長又はその他の判事は、認定事実の概要及び宣告刑をはっきりと読み上げなければならない。反対の立場をとる判事もまた、自らの反対意見の概要をはっきりと読み上げることができる。書記官は、判決文の写しを当事者に交付し、当該判決が事務局により適切な手段を用いて公開されることを確約しなければならない。
2. 被告人が出廷していないときに判決が言い渡された場合、被告人は、自らの弁護人又は裁判部が選任した弁護人を通じて判決を通知される。上訴期間は、通知のときから開始する。

第103条 民事当事者に関する判決

(2010年9月17日廃止)

F - 第一審裁判部からの上訴

第104条 最高審裁判部の裁判管轄

(2008年9月5日、2009年3月6日及び2010年2月9日に改定)

1. 最高審裁判部は、次に定める根拠に基づいて第一審裁判部の判決又は決定に対する上訴（又は異議申立て）について決定する。
 - a) 判決又は決定が無効となる法律上の問題に関する誤り
 - b) 誤審を生じさせている事実の誤りまた、第一審裁判部の決定に対する即時の異議申立ては、第一審裁判部が裁量を行使するなかで生じ、結果として異議申立人に不利益を被らせることとなった明確な誤りを根拠として行うこともできる。

この目的において、最高審裁判部は、当該問題について決定を下すため、自ら証拠を検査し、新たな証拠を求めることができる。
2. 最高審裁判部は、第110条の定めるところにより決定の全部又は一部を追認、無効化又は変更することができる。
3. 裁判部の決定は最終的なものとし、第一審裁判部に送り返してはならない。
4. 次に定める第一審裁判部の決定に対しては、即時の異議申立てを行うことができる。
 - a) 訴訟終了の効果を有する決定
 - b) 第82条に基づく勾留及び保釈に関する決定
 - c) 第29条(4)(c)に基づく保護措置に関する決定
 - d) 第35条(6)に基づく司法妨害に関する決定

その他の決定に関しては、本案判決に対する上訴と同時に行う場合にのみ異議を申し立てることができる。

本内部規則に別段の定めがあるか第一審裁判部が別段の決定を行った場合を除き、即時の異議申立てが行われた場合であっても、第一審裁判部に係属している訴訟は中断されない。

104 の 2 最高審裁判部での規則適用

(2009年3月6日改定)

具体的な規定を欠く場合、第一審裁判部に適用される規則が最高審裁判部にも準用される。

第 105 条 当否の判断

(2009年3月6日, 2010年9月17日及び2011年8月3日に改定)

1. 第一審裁判部の判決に対しては、以下に定める者が上訴することができる。
 - a) 共同検察官
 - b) 被告人
 - c) 民事当事者は、損害賠償に関する決定について上訴することができる。共同検察官が上訴する場合、民事当事者は損害賠償の裁定について上訴することができる。民事当事者は、宣告刑について上訴することはできない。
2. 第一審裁判部の決定に対して第 104 条 (4) に基づき即時の異議申立てを利用できる場合、異議を申し立てることを希望する当事者は、異議の根拠及びこれに関連する争点を記載して即時の異議申立てを行わなければならない。それぞれの異議の根拠に関しては、次に定めるいずれかの要件を満たさなければならない。
 - a) 法律問題に関して疑われる誤りを記載し、当該誤りがどのように当該決定を無効とするのかを証明する。
 - b) 第一審裁判部が裁量を行使するなかで生じ、結果として異議申立人に不利益を被らせることとなった明確な誤りを記載する。
 - c) 事実の誤りを記載し、当該誤りがどのように誤審を生じさせたのかを証明する。
3. 判決に対する上訴を望む当事者は、根拠を記載した上訴通知を提出しなければならない。当該通知には、上訴の各根拠に関して、法律問題に関する、決定を無効とすべき誤りと疑われる事項、及び誤審を生じさせた事実の誤りと疑われる事項を記載しなければならない。上訴人は、本条 (2) (a) 及び (c) の要件に従い、各根拠を裏付ける争点及び権限を記載した上訴趣意書を後に提出しなければならない。
4. 上訴状では、争いの対象とする認定事実又は法適用について、第一審裁判部の決定の具体的なページ数及び段落番号と共に特定しなければならない。

第 106 条 上訴通知及び概要

(2009年3月6日, 2010年9月17日及び2011年8月3日に改定)

1. 裁判部の書記官は、上訴又は即時の異議申立てが行われた場合、直ちに全当事者及びその弁護人に通知する。
2. 上訴及び即時の異議申立ての通知は、第一審裁判部の書記官に対して提出しなければならない。当該通知は、第一審裁判部の上訴記録に記載されるものとする。
3. 被告人はその弁護人を代理人にすることができる。弁護人は、自らの依頼者から上訴を行う委任状を書面で得なければならない。民事当事者は、民事当事者主任共同弁護人を代理人にするものとする。
4. 上訴又は即時の異議申立ての通知には、上訴人又はその弁護人の署名を付したうえで、第一審裁判部の書記官が頭文字により署名するものとする。委任状は、上訴状に添付する。

5. 判決に関する上訴趣意書及びその他の関連書類は、最高審裁判部の書記官に提出しなければならない。
6. 被告人が勾留されている場合、被告人は、ECCCの勾留施設の施設長に上訴又は即時の異議申立ての通知を提出するものとする。当該施設長は、当該通知を直ちに第一審裁判部の書記官に送付しなければならない。書記官は、上訴記録にその旨を記載する。

第107条 上訴期間

(2009年3月6日改定)

1. 第104条(4)(a)及び(d)の定めるところにより即時の異議申立てを行うことができる第一審裁判部の決定に対しては、決定日又はその通知日から30日以内に行わなければならない。
2. 第104条(4)(b)及び(c)の定めるところにより即時の異議申立てを行うことができる勾留、保釈又は保護措置に関する第一審裁判部の決定に対しては、本条(3)に定める場合を除き、必要に応じて決定日又はその通知日から15日以内に行わなければならない。
3. 第104条(4)(b)の定めるところにより即時の異議申立てを行うことができる第一審裁判部が仮拘禁からの釈放を命じた決定に対しては、第82条(6)に定める手続に従い、釈放決定の通知日から24時間以内に行わなければならない。
4. 第一審裁判部の判決に対して上訴する旨の通知は、第105条(3)の定めるところにより、必要に応じて判決言い渡し日又はその通知日から30日以内に行わなければならない。判決に関する上訴趣意書の概要は、上訴通知を提出してから60日以内に提出する。一方の当事者が上訴をした場合、その他の当事者は、さらに15日間自らの上訴通知を提出する期間が与えられる。この追加期間は、当初の上訴通知の提出期限が経過した時点で開始する。

第108条 最高審裁判部での上訴に関する手続

(2008年9月5日、2009年3月6日、2010年9月17日及び2011年8月3日に改定)

1. 事実審裁判部の判決に対して上訴が行われた場合、事実審裁判部の書記官は、当該事件ファイルを判決文及び各上訴通知の認証謄本と共に裁判部の書記官に送付する。
2. 第一審裁判部の決定に対して即時の異議申立てが行われた場合、申立てがなされた日から10日以内に、当該事件ファイルを決定書及び各即時異議申立書の認証謄本と共に最高審裁判部に送付しなければならない。ただし、酌量できる事情がある場合は、この限りでない。かかる事情は、送付時に記載される。
3. 裁判部の裁判長は、当該事件ファイルがすべて揃っていることを確認した後、上訴審での弁論期日を決定する。裁判部の書記官は、当該弁論期日を全当事者に通知する。最高審裁判部の裁判長は、補欠判事の一部又は全員を上訴審での弁論期間中に出席させるか否かについて決定できる。
4. 裁判部は、合理的な期間内に判決に対する上訴に関する判断を申し渡さなければならない。
- 4-2 裁判部は、次の決定に対してなされた即時の異議申立てに関する決定を行う。
 - a) 本内部規則第104条(4)(b)から(d)に従ってなされた決定(本条(2)に言及する書類の受領後3カ月以内に決定すること)

- b) 本内部規則第 104 条 (4) (a) に従ってなされた決定 (本条 (2) に言及する書類の受領後 3 カ月以内に決定すること)。ただし、特段の事情がある場合、最高審裁判部は、この期間を 1 カ月間延長することができる。所定の期間内に決定が下されない場合、第一審裁判部による決定が維持される。

本条に従い所定の期間内に決定を発付する場合、理由の概要を記載する。理由の全文は、その後、可及的速やかに交付される。

第一審裁判部及び当事者に対して、裁判部が裁判部において超過半数を得られなかった旨を通知した場合、第一審裁判部の決定が維持される。

5. 裁判部の裁判長は、1 名の国際判事及び 1 名のカンボジア人判事を上訴に関する共同報告者に選任する。共同報告者は、上訴の対象となっている事件の事実及び決定の詳細を記した報告書を作成する。この報告書は、裁判部が上訴に関する完全な情報を得られる程度に十分詳細なものでなければならない。この報告書は、事件ファイルに添付される。
6. 共同検察官及び他の当事者の弁護士は、弁論が行われるときまで事件ファイルを検査することができる。共同検察官及び他の当事者の弁護士は、書類の提出に関する通達の定めに従い上訴に関する訴応書面を裁判部の書記官に提出することができる。書記官は、かかる訴応書面の受理日を記載し、直ちに事件ファイルに添付する。
7. 当事者は、第 87 条 (3) に基づき裁判部に対して証拠の追加を要求することができる。ただし、当該新証拠が、第一審の際には提出することができず、かつ裁判における判断に達する際の重要な要素になったと思われることを条件とする。この要求では、追加の証拠によって、第一審裁判部が認定した具体的な認定事実のうち、いずれを証明するものであるかを明確に特定する。この要求により影響を受ける他の当事者は、要求通知受領後 15 日以内に反論をすることができる。

第 109 条 上訴審での弁論

(2009 年 3 月 6 日改定)

1. 裁判の口頭弁論は、公開で行わなければならない。裁判部は、即時の異議申立てに対する判断を申立書のみに基づいて行うことができる。
2. 事務局は、本内部規則に基づき命じられた保護措置を講じることを条件として、上訴審の口頭弁論の公開放送を確保する。
3. 弁論の公開により公共の秩序が害されるか、本内部規則に基づき命じられた保護措置に影響を及ぼすおそれがあると裁判部が判断する場合、裁判部は、理由付きの決定により口頭弁論の全部又は一部を非公開で行う命令を発することができる。この決定に対しては、異議を申し立てることはできない。
4. 共同報告者は、自らの報告を裁判部に対して読み上げなければならない。裁判長は、被告人に第 21 条 (1) (d) に基づく被告人の権利について告知して、弁論を実施する。上訴人は、上訴理由を簡潔に説明することができる。他の当事者は、簡潔に反論することができる。すべての判事は、上訴に対する判断に役立つと思われるいかなる質問も行うことができる。
5. いずれの場合に置いても、被告人は最後に発言する。被告人の弁護人は、簡潔に反対弁論を行うことができる。
6. 当事者は、弁論時、上訴状に記載しなかった事実又は法律に関する問題を提起してはならない。

第 110 条 上訴の効果

(2010年9月17日及び2011年8月3日に改定)

1. 上訴の範囲は、通知又は即時の異議申立ての中で提起された問題に限るものとする。
2. すべての場合において、裁判部は、第一審裁判部が採用した犯罪の法的性質を変更することができる。ただし、裁判部は、第一審裁判部に対して申し立てられていなかった新たな構成要件を差し込むことはできない。
3. 被告人のみが上訴を行った場合、裁判部は、宣告刑を追加してはならない。裁判部は、被告人の利益のためにのみ判決を変更することができる。この場合、裁判部は、民事当事者のために賠償責任を付加してはならない。
4. 共同検察官が上訴を行った場合、裁判部は、被告人を無罪とするか、第1審で言い渡された刑罰を変更することができる。また、裁判部は、第一審裁判部が命令を怠った義務的な付加刑がある場合、これを課すこともできる。ただし、共同検察官が第1審の無罪判決に対して上訴をした場合は、裁判部が第一審裁判部の判決が誤っていると判断したときに、第一審裁判部の事実認定に関する決定のみを変更することができる。ただし、第一審裁判部が言い渡した宣告刑は、変更することができない。
5. 上訴の際、民事当事者は、第一審裁判部で申し立てられていなかった新たな請求を差し込むことはできない。

第 111 条 上訴審判決

1. 第一審裁判部の判決の形式及び署名に関する規則は、最高審裁判部の判決についても適用される。
2. 裁判部において所定の期間内に上訴がされなかったと判断する場合、又は手続上の瑕疵がある場合、裁判部は、上訴を認めない旨を宣言することができる。
3. 最高審裁判部が第 104 条 (4) に従い第一審の判決について手続上の瑕疵を理由として無効と判断する場合、最高審裁判部は、第一審裁判部に成り代わって当該事件の口頭弁論を開き、本案判決をすることができる。
4. 上訴で無罪となった被告人は、直ちに釈放されなければならない。ただし、当該被告人が他の犯罪に関連して勾留されている場合は、この限りでない。
5. 上訴において、勾留されていた被告人が拘禁刑に処せられることが確定したか、拘禁刑を言い渡された場合、裁判部は、勾留に関する事項について決定を行う。勾留されていなかった被告人が上訴審判決の言い渡し時に出廷していた場合、裁判部は理由付きの勾留命令を発することができる。被告人が上訴審に出廷していなかった場合、裁判部は逮捕勾留命令を発することができる。これらの命令には、直ちに効力が生じる。
6. ECCC 法に基づき、裁判部は、全員一致の取得を試みなければならない。これが不可能な場合、決定には、5名以上の判事の賛成票を要する。上訴が棄却された場合、第一審の判決が確定し、以後、当該決定に対する上訴は認められない。

第 112 条 終局判決の修正

1. 有罪となった者、又は（その死後においては）その配偶者、子供、親、若しくはその者の死亡時に生存していた者であって、有罪となった者から当該修正の申立てを行う旨の明示の指示書を有する者、若しくはその者を代理する共同検察官は、裁判部に対して次に定める根拠に基づき終局判決の修正を申し立てることができる。

- a) 次に定める新たな証拠が発見された場合
 - i) 当該証拠が裁判時には提出できず、かつ提出できなかったことの全部又は一部が修正の申立てを行う当事者に帰責できず、かつ
 - ii) 仮に当該証拠による証明がなされていた場合、異なる判決が下されていたと思われる程度に極めて重要である。
 - b) 裁判で考慮され有罪の証拠となった重要な証拠が偽物であるか、偽造又は変造されたことが新たに発覚した場合。
 - c) 司法捜査又は有罪判決に関与した判事（複数の場合を含む）が、当該事件において、本内部規則に基づき自ら（又は事務所に属する判事）に忌避を義務付けるべき重要な職務に関して重大な不正又は違反を働いた場合。
2. 申立人は、修正要求に関する事実上及び法律上の根拠を明確に記載した要求書を裁判部の書記官に対して提出する。その後は、本内部規則に定める裁判部における上訴の手続が適用される。
 3. ECCC 法に基づき、裁判部は、全員一致の取得を試みなければならない。これが不可能な場合、修正決定には、5名以上の判事の賛成票を要する。裁判部は、根拠がないと思われる場合、当該申立てを却下する。裁判部は、申立てに理由があると判断した場合、本内部規則の第一審裁判部からの上訴に定める手続を履践した後、当該問題に関する裁判管轄を維持し、当該判決が修正されるべきか否かを判断すべく検討する。

第 113 条 刑の執行及び民事賠償

(2010 年 9 月 17 日改定)

1. 刑の執行は、共同検察官の主導で行わなければならない。第 23 条の 5 (3) (a) に基づき認められる賠償責任の執行は、統合団体の会員が主導して、カンボジア法に基づき適切な国内の機関により実施する。ただし、判決により、特定の裁定が特定の団体に関してのみ認められる旨が定められている場合は、この限りでない。この場合、当該特定の団体の会員が代わりに当該裁定の執行を主導する。第 23 条の 5 (3) (b) に基づき認められる賠償責任の執行は、本条の対象とはならない。
2. 共同検察官は、裁判所の決定が確定した後、仮拘禁に関する本内部規則の規定に従い可及的速やかに刑を執行しなければならない。
3. 共同検察官は、刑を確実に執行するため法執行機関に支援を求めることができる。
4. 同時執行の要求は、被告人に関して判断を行う最後の裁判部において当該決定がなされた直後に提起されなければならない。この裁判は、共同検察官又は関与する当事者の要求で開催することができる。裁判部は、共同検察官、関与する当事者及びその弁護人の意見を聴いた後、自らの決定を公開の場で申し渡さなければならない。

第 114 条 経過規定

(2010 年 2 月 9 日、2010 年 9 月 17 日及び 2011 年 2 月 23 日に改定)

1. 本内部規則が発効する前に適用されるカンボジア刑法又は刑事手続法による従って ECCC が行った手続的行為又は命令は、第 48 条及び第 76 条に影響を及ぼすことなく、有効になされたものとみなされる。

2. 本内部規則の変更が効力を生じた場合であっても、ECCCが当該変更の発効前に本内部規則を遵守して行った手続的行為又は命令の有効性には、何ら影響を与えない。
3. 第7回, 第8回及び第9回全体会議で採択された民事当事者に関する修正条項は、事件ファイル番号 001/18-07-2007/ECCC 以外のすべての事件に適用される。

本内部規則は、2007年6月12日にカンボジア特別法廷の全体会議で採択され、2007年6月19日に全体会議の議長及び副議長により署名され効力を発し、2008年2月1日、2008年9月5日、2009年3月6日、2009年9月11日、2010年2月9日、2010年9月17日、2011年2月23日、2011年8月3日及び2015年1月16日に改定された。

判事 Kong Srim (署名)
全体会議議長

判事 Chang-ho CHUNG (署名)
全体会議副議長

定義語

この文書において、各用語は、以下に定める意味を有する。

「被告人」とは、共同捜査判事又は公判前裁判部に起訴された者をいう。

「協定」とは、2003年6月6日に署名され、2004年10月19日に公布された「カンボジア刑法に基づく民主カンプチア時代の間に行われた犯罪の訴追に関して国連とカンボジア王国政府との間で締結した協定」をいう。

「逮捕勾留命令」とは、司法警察員に対して対象者を捜索し、逮捕し、ECCCの勾留施設に勾引すべきことを命じ、またECCC勾留施設の施設長に対して共同捜査判事又は裁判部のもとに出廷させるまでの間、当該対象者を受け入れ、勾留すべきことを命じる命令をいう。

「逮捕令状」とは、司法警察員に対し対象者を逮捕し、共同捜査判事又は裁判部のもとに勾引すべきことを命じる命令をいう。

「保釈命令」とは、裁判の判決が言い渡されるまでの間、被疑者又は被告人が保釈金を支払うか、命令で定める特定の条件に従うことを条件として、その身柄を引き続き拘束せず、又は勾留から解くことを命じる裁判所命令をいう。

「カンボジア弁護士会」とは、カンボジア王国の弁護士会をいう。

「事件ファイル」とは、予備的捜査又は司法捜査の一環として行われた捜査活動に関するすべての記録書面（procès verbaux）のほか、当事者の申立書、手続のあらゆる段階における決定書及び添付書類、並びに裁判部の裁判記録が含まれる。

「裁判部」とは、ECCCの公判前裁判部、第一審裁判部及び最高審裁判部をいう。

「被疑者」とは、特定の事件において捜査開始申請から事件が起訴又は不起訴となるまでの期間、訴追の対象となる者をいう。

「民事当事者」とは、本内部規則に基づき共同捜査判事又は公判前裁判部から民事当事者としての参加申請を認める旨の宣言を受けた被害者をいう。

「捜査終結命令」とは、起訴命令又は不起訴命令にかかわらず、司法捜査の最終段階において共同捜査判事又は公判前裁判部が行う最終命令をいう。

「訴因」とは、被疑者が起訴され、又は被告人が起訴された具体的な犯罪をいう。

「勾留命令」とは、ECCC勾留施設の施設長に対して被疑者又は被告人を受け入れ、勾留することを命じる命令をいう。

「不起訴命令」とは、共同捜査判事又は公判前裁判部が被疑者に対する起訴を取り下げる旨を命じる捜査終結命令をいう。

「ECCC」とは、民主カンプチア時代の間に行われた犯罪の訴追のためのカンボジア裁判所特別法廷の設置に関する法律（協定による変更を含み、2004年10月27日付けの勅令第NS/RKM/1004/006号により公布された）により設置されたカンボジア特別法廷をいう。

「ECCC 法」とは、民主カンプチア時代の間に行われた犯罪の訴追のためのカンボジア裁判所特別法廷の設置に関する法律（協定による変更を含み、2004年10月27日付けの勅令第 NS/RKM/1004/006 号により公布された）をいう。

「証拠品」とは、ECCC の訴訟で用いられる有形の証拠をいう。

「最終申請書」とは、特定の事件において具体的な捜査終結命令を発することを共同検察官が共同捜査判事に要求する申請書をいう。

「書記官」とは、共同検察官、共同捜査判事及び裁判部の事務官で、とりわけすべての手続の公式記録を保持し、当事者からの書類原本を受領し、また決定の通知を確保する責任を負う者をいう。

「起訴命令」とは、共同捜査判事又は公判前裁判部が被疑者を裁判にかける旨を決定する捜査終結命令をいう。

「冒頭手続」とは、被疑者が最初に共同捜査判事のもとに出廷した間に行われる弁論で、起訴内容の告知を行うものという。

「捜査開始申請書」とは、共同検察官が共同捜査判事に対し、犯罪及びその訴追のための捜査の開始を要求する申請書をいう。

「捜査員」とは、カンボジア人員又は国際人員を問わず、共同検察官事務所又は共同捜査判事事務所の職員であって、自らが所属する事務所から捜査員として正式に指定され、かつ第 16 条に基づく認定を受けた者をいう。

「司法警察員」とは、ECCC に配置されたカンボジア王国の司法警察員又は国家憲兵をいう。

「弁護人」とは、ECCC における業務を行うことを目的として、カンボジア弁護士会により法律業務を行うことを認められたか、その他の国連加盟国の関連機関により法律業務を行うことを認められ、かつ本内部規則に基づきカンボジア弁護士会に登録された者をいう。

「通知」とは、（本内部規則に定めがある場合）裁判所決定を訴訟当事者に通知するために行われる行為をいう。

「当事者」とは、共同検察官、被疑者、被告人及び民事当事者をいう。

「全体会議」とは、公判前裁判部、第一審裁判部及び最高審裁判部のすべての判事、共同捜査判事並びに共同検察官が第 18 条の定めるところにより参加及び議決を行う会議をいう。

「警察留置」とは、共同検察官又は共同捜査判事の指示に基づき司法警察員が容疑者を留置することをいう。

「通達」とは、ECCC 法、協定及び本内部規則に基づき内部規則委員会が採択する、ECCC による業務遂行の詳細な側面を対象とする細則をいう。

「仮拘禁」とは、共同捜査判事若しくは公判前裁判部が命じる被疑者勾留、又は裁判部が命じる終局判決までの間の被告人勾留をいう。

「**捜査嘱託書**」とは、共同捜査判事又は裁判部が捜査員又は司法警察員に対して本内部規則の規定に基づき特定の捜査活動を行うよう命じる旨の嘱託書をいう。

「**補足捜査申請書**」とは、共同検察官が共同捜査判事に対して進行中の捜査に関して何らかの命令を発付し、又は追加の活動を行うことを求める旨の申請書をいう。

「**容疑者**」とは、共同検察官又は共同捜査判事において ECCC の管轄に属する犯罪を行ったおそれがあると考え、まだ起訴されていない者をいう。

「**審理開始段階**」とは、第一審裁判に事件が係属した日をいう。

「**被害者**」とは、ECCC の管轄に属する犯罪が行われた結果として被害を受けた自然人又は法人をいう。

「**被害者団体**」とは、ECCC の管轄に属する犯罪の被害者のみで構成され、自らの ECCC への参加時に活動している国家で有効に登録され、かつその会員を代表して活動する権限を有効に付与された団体をいう。